在日外国人女性の ドメスティック・バイオレンス被害に対する 社会的資源 その現状と課題

委託調査報告書

主任研究者 李節子 東京女子医科大学大学院 助教授

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

まえがき

いま、世界はあらゆるところで、暴力の危険性に満ちています。

暴力は、強者から弱者へ向かいやすいということ、その暴力は歯止めをかけなければどんどん酷くなるということ、閉ざされた密室性の中ではさらに残虐性が増すという特性・事実があります。

2003 年、世界人口白書によれば、全人類 62 億人の半数を占める女性の三人に一人が、男性から暴力を受けたことがあります。

また日本でも、約20人に1人の女性は配偶者や恋人から命の危険を感じるほどの深刻な暴力を受けています。その結果、日本において年間100人以上の女性がドメスティク・バイオレンス被害によって殺害されています。

本調査報告書では、特に在日外国人女性のドメスティク・バイオレンス (DV)被害に対する社会的資源に焦点を当て、その現状と課題について分析 を行いました。明らかにしたことは、以下の点です。

- 在日外国人女性のDVに対応する社会的資源は、選定された調査対象地域で どのように設置されているか、在日外国人女性にとって、これらの社会的資 源が使いやすいか、使いづらいか。
- それらの社会的資源の周知、アクセスは簡便か。
- 支援の内容は対象者のニーズに応えているか、ニーズに対して多様な支援内容を提供しているか。
- 「女性」の外国人がかかえる特有の問題に配慮しているか。
- サービスを提供する側の意識に問題はないか、その意識は今後どのように変わっていくべきか。
- 改善が進まないところがあれば、それを阻んでいるものは何か。

本報告書が、少しでも暴力の恐怖に満ちた世界が豊かな人間尊重社会へと 改善されるよう、1人でも暴力被害にあっている女性の命を助けることがで きるよう、その一助になることを願っています。

2004年2月3日

李 節子

在日外国人女性のドメスティク・バイオレンス被害に対する社会的資源 その現状と課題

内	容		
•	まえがき		頁
•	在日外国人女	(性の人口統計	1
•		のDV支援 「シップアジアハウス・こすもす」の試みから	17
•	H-11-71 H-7	のDV支援 チューセッツ州ボストン市におけるサポートシステム	26
•		「性DV被害者への支援 『職の実践からみた現状と課題	33
•	在日外国人女	、性とDV法・支援体制	40
< 7	アジア女性基金		
	E研究者 李 節子 S協力者	東京女子医科大学大学院 助教授	
	花崎みさを	社会福祉法人一粒会、母子生活支援施設「FAHこすもす」 児童養護施設「野の花の家」 施設長	
	榎井 縁	財団法人とよなか国際交流協会 事業課長	
	井上千尋	東京女子医科大学看護学部・性暴力被害支援看護師	
	大山裕子	Asian Task Force Against Domestic Violence (ATFADV)	
		ダイレクト・サービス・コーディネーター	
		特定非営利活動法人 Health and Development Service	
		(HANDS) オペレーションズ・オフィサー	

2004年3月発行 財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) 無断転載を禁じます

報告書の構成について

アジア女性基金の方から、「在日外国人女性のドメスティク・バイオレンス被害に対する社会的資源 その現状と課題」について報告書を作成してほしいとの依頼をうけ、まず考えたことは在日外国人女性の DV 被害の状況調査ではなく、その支援体制についての調査報告書であるべきということでした。暴力被害を受けた外国人女性が助けを求める時、誰がどのようにその求めに応じているであろうか、いま社会には支援体制があるのであろうか、そしてそれらを当事者が手に入れることができているのか、もし支援の手が外国人女性に届いていないとすればその阻害要因はなんであるのかという素朴な疑問に答える必要があると思いました。また、「社会的資源」を人的資源、人間関係も含め、知識・情報、制度・体制、規範・文化、法など人間が生活する上でさまざまに支えられている包括的資源、社会的「むすびつき」ととらえました。

報告書の役割として第一に、一般社会の人々の在日外国人に対して認知度を広げ、高める必要があるということでした。残念ながら、外国人支援にかかわる方々でさえ、どのような国籍(出身地)の人々が、どのような歴史的背景から日本で暮すようになったのか、現状はどうなっているのかご存知ないということが多々あります。その原因のひとつに、外国人支援のために必要な情報が入手しにくい、わかりやすい統計がないということがあります。よって、今回の報告書では、まず必要であると思われる在日外国人の人口統計を作成しました。行政的な体制を考案するにあたって人口統計は必要不可欠な最低条件です、この報告書の情報そのものが社会的資源として各方面に活用されることを望んでいます。

次に外国人女性の支援体制・組織を考えるにあたり、現在いくつかの女性支援団体がありますが、その実績、経験の長さ、社会的ネットワークの強さから「フレンドシップアジアハウス・こすもす」をご紹介させていただきました。また、アメリカのDV支援体制は日本より進んでいるといわれていますが、ある方から、長年、アメリカで日本人女性も含めたアジア系女性の支援にかかわってきた実績・実践経験もつ方をご紹介いただきました。その方に、「米国マサチューセッツ州ボストン市におけるサポートシステム」を書いていただきました。これらの報告書は支援体制構築の参考となるよう人的、物的、資金面を含め活動内容をできるだけ、具体的にわかりやすく書いていただきました。

また、実践家の声から何か現状が明らかになるのではと考え、日々現場で支援をしておられる専門家の声を聞かせていただきました。最後に在日外国人女性とDV法・支援体制を包括的に問題分析し、よりよい体制のための具体的提言をまとめました。

この報告書のコンセプトは「ひとりでも多くの方に認知してもらえるための道具」です。「在日外国人って何ですか、DVって何ですか」という方にも、日々支援にかかわっている方にもお役にたてれば、どこから読んでもらっても、わかるところだけでも見て欲しいと願っています。ですから、この分野の専門家、研究者の方々のニーズには充分に応えられていないかも知れませんが、またの機会に、、、。

在日外国人女性の人口統計

在日外国人女性のDV被害に対する社会的サポート体制の構築、広域的・包括的な施策のためには、在日外国人の人口についての基本的な知識・情報が必要であり、全国的な在日外国人の現状を示す指標が必要不可欠である。

そこで本章では、人の国際化の現状、結婚、離婚、死亡等に関する統計を作成し、その変遷と現状を分析した。これらを明らかにすることによって、在日外国人女性のDV被害に対する社会的資源の検討、行政、保健医療福祉施策等の基礎資料として資するものである。

1.国際人流時代:海外で暮す日本人が急増

近年、国際的な人の交流、国際人流が活発となっている。2002 年日本人出国者は約 1650 万人、外国人入国者は約 570 万人である。海外在留邦人(長期滞在者及び永住者)は、過去最高の 873,641 人である。日系人とあわせると、海外で暮す日本人は約 310 万人である(図 1、図 2)。

在留資格・外国人登録:日本では、「出入国管理及び難民認定法」によって在留資格が定められており、「外国人登録法」によって、90日以上日本に滞在する者(本邦で出生した場合は60日以内)は外国人登録することになっている。出国、帰化、死亡などによりその登録は閉鎖される。但し、特例上陸許可者、外交官、日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は登録の対象とならない。市区長村窓口(市役所など)で外国人登録(住民登録)された外国人登録者数を法務省がまとめている。

人口動態統計:日本における人口動態調査は「戸籍法及び死産の届け出に関する規定」により届けられた出生、死亡、婚姻及び離婚を対象としている。これによって市区町村で人口動態調査票が作成され、集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行われている。日本における外国人についても日本の法律が適用されるのが原則であり、外国人登録法によってもこれらの申告が義務づけられている。

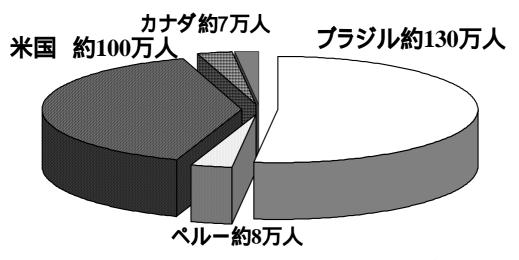
厚生労働省の外国人人口動態調査票にはあらかじめ、国籍(出身地)が区分されている。 1955年から 1991年まで、外国人の国籍(出身地)区分は「韓国・朝鮮」、「中国」、「米国」、「その他の外国」の4区分であった。1992年からは、新たに「フィリピン」、「タイ」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」の5ヵ国が追加された。

図1 日本人出国者・外国人入国者の推移



資料:法務省入国管理局統計資料より作成

図2 日系人(約250万人)の居住国 2002年1月



資料:外務省大臣官房領事移住部編「海外在留邦人数調査統計」平成15年版より作成

*日系人とは日本国籍を有する永住者及び日本国籍は有しないが日本人の血を引く者(帰化一世及び二世、三世等)、各種統計及び在外公館による推定値。

2.日本における外国人人口

1)総人口割合

2002 年の外国人登録者総数は 1,851,758 人、総人口に占める割合は 1.45%、過去最高となっている。外国人登録者数の最も多い都道府県は、東京都で 334,751 人 2.7%、36 人に 1 人、大阪府 210,897 人 2.4%、42 人に 1 人、愛知県 157,377 人 2.2%、45 人に 1 人である。

日本で外国人登録令が初めて施行された 1947 年の外国人登録者数は、639,368 人であった。1950 年以降 10 年毎の増加数をみると、1950 年~1960 年 51,870 人、 1960 年~1970 年 57,892 人、1970 年~1980 年 74,452 人、1980 年~1990 年 292,407 人、1990 年~2000 年 611,127 人である。1990 年以降の外国人登録者人口の増加 が著しいが、一方「韓国・朝鮮」国籍(出身地)は 1991 年以降、年間約 1 万人 減少し続けている(図 3)。

2)男女別人口割合

男性 861,926 人(46.5%) 女性は 989,832 人(53.5%)で女性が男性を上回っている(図4)

3)国籍(出身地)別割合

1950年から1970年の外国人登録者の構成員は、9割が戦前から居住する韓国・朝鮮、中国人であった。1980年代後半以降、東南アジア、南米出身の外国人人口が急増し、2002年、在日韓国・朝鮮人の人口構成割合は約3割まで、減少した。国籍(出身地)別外国人登録者数は第1位「韓国・朝鮮」625,422人、第2位「中国」424,282人、第3位「ブラジル」268,332人、第4位「フィリピン」169,359人、第5位「ペルー」51,772人である。この5カ国で8割以上を占める。女性人口割合では、総数に比べフィリピン女性の人口比が女性14.3%と総数の9.1%より多くなっている(図5、6)。1990年以降の女性人口は、1990年536,552人から、2002年989,758人と約2倍に増加している(図7)。特に、中国人女性の増加がめざましい(図8)。

4)在留資格別割合

2002年の在留資格別、外国人登録者数をみると、「永住者」が 713,775人 38.5%、次に「日本人の配偶者等」271,719人 14.7%、「定住者」243,451人 13.1%、「留学」110,415人 6.0%となっている。

在留資格:在留資格は入管法別表第一(教育、芸術、経営、短期滞在、留学等)入 管法別表第二(永住者、日本人の配偶者等、定住者など)に分けられる。「永住者」 の殆どは従来からの在日韓国・朝鮮人である。「日本人の配偶者等」には、ブラジル を中心とする南米出身の日系人と、日本人と婚姻関係にある者とがある。

図3 日本における外国人登録者の推移

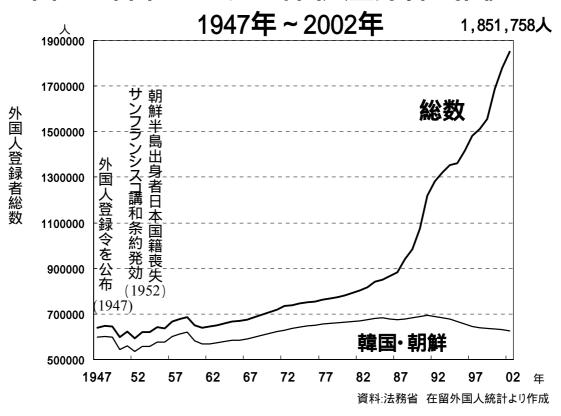
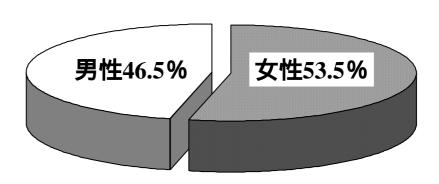


図 4 外国人登録者の男女別割合 2002**年**



総人口:1,851,758人

女性 989,832人 男性 861,926人

資料:法務省「在留外国人統計」より作成

図 5 国籍(出身地)別外国人登録者

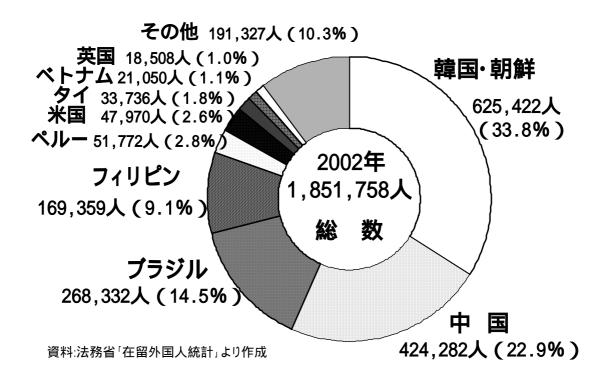


図6 女性の国籍(出身地)別外国人登録者割合

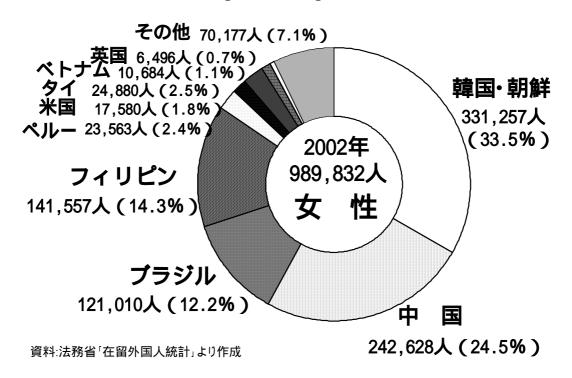


図7 女性 外国人登録者数の推移 1990年~2002年

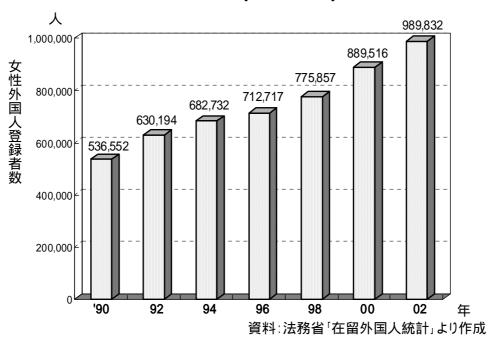
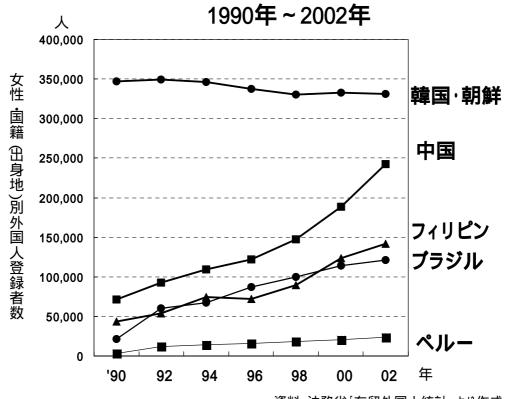


図8 女性の国籍(出身地)別外国人登録者推移

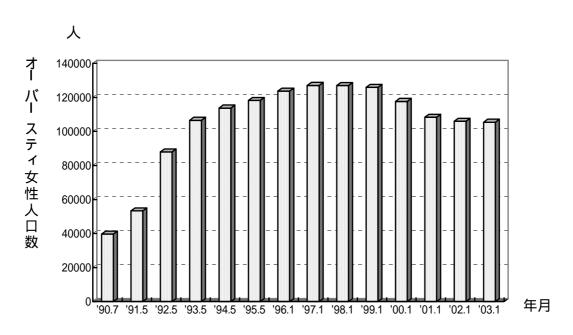


5)オーパースティ外国人女性人口

2003 年 1 月 1 日現在のオーバースティの外国人は 220,552 人と推計されている(統計は外国人が提出する入国記録、出国記録を電算処理して得た数であるため、正確に表すものとは言い難いが概数を示しているものである)。その内女性は 105,438 (47.8%)人である。1990 年 7 月からの推移をみると、1990 年の総数は 106,497 人、女性は 39,646(37.2%)であった。翌年から倍増し、1993 年 5 月には 106,532 人となった。その後、12 万人前後の人口で推移し 1997 年の127,047 人をピークに年々減少傾向にあるも 1993 年以降、10 万人の人口を保っている。オーバースティ女性が 10 万人以上、約 10 年にわたって日本に暮し、定住化傾向を示している(図9)。

オーバースティ:超過滞在、無資格就労、非正規滞在等の状態にある外国人をさす。正規在留資格の期限が過ぎたオーバースティの外国人がほとんどで外国人登録していないことが多い。日本人男性と結婚をし、「日本人の配偶者等」という在留資格を持ち、日本で暮しているも、離婚等によってその在留資格を認められず、失ったために在留期間が延長、オーバースティ、「不法滞在」となってしまう例もある。

図9 オーバースティ外国人女性人口の推移



資料:法務省入国管理局統計より作成

3.急増する日本人の国際結婚

1)国際結婚件数の推移

2002 年、日本人の総婚姻件数は 757,331 件である。その内、夫・妻とも日本人の婚姻件数は 721,452 件で、夫・妻どちらか一方が外国人の婚姻件数は 35,879 件である。日本人の総婚姻件数に占める割合は 4.7%で、妻・外国人 27,957 件3.7%、夫・外国人 7,922 件 1.0%となっている。夫妻共に外国人の婚姻件数は3,172 件である(図 10)。

1965年の夫・妻とも日本人の婚姻件数は 950,696 件で、夫・妻どちらか一方が 外国人の婚姻件数は 4,156 件(0.4%)、妻・外国人 1,067 件(0.1%)、夫・外国 人 3,089 件(0.3%)であった。1980年代後半から、妻・外国人、夫・日本人の婚 姻件数が急増した(図 11)。

2)妻・外国人、夫・外国人の国籍(出身地)別推移

妻・外国人(夫・日本人)の国籍(出身地)別婚姻件数をみると、1965年、妻外国人の総婚姻件数 1,067 件の内、「韓国・朝鮮」国籍(出身地)の妻は 843 人 (79.0%)で最も多く、「中国」121 件(11.3%)、「米国」64 件(6.0%)、「その他の外国」39 件(3.7%)であった。「その他の外国」との婚姻件数が 1980 年代後半から急増した。1990 年代後半から「中国」国籍の妻が、急増し国籍(出身地)別婚姻件数の中で最も多くなった。

2002 年、妻外国人(夫・日本人)の総婚姻件数は 27,957 件で、「韓国・朝鮮」 5,353 人(19.1%)「中国」10,750 件(38.5%)「フィリピン」7,630 件(27.3%) 「タイ」1,536 件(5.5%)となっている(図 12、13)。

4.国際離婚の推移

1)日本における外国人の婚姻・離婚

2002 年、夫・妻共に外国人の婚姻件数は 3,172 件である。夫・妻共に外国人の離婚件数は 1,640 件である。近年、婚姻件数は横ばいであるが、離婚件数は増加傾向を示している(図 14)。

2) 日本人の国際離婚の推移

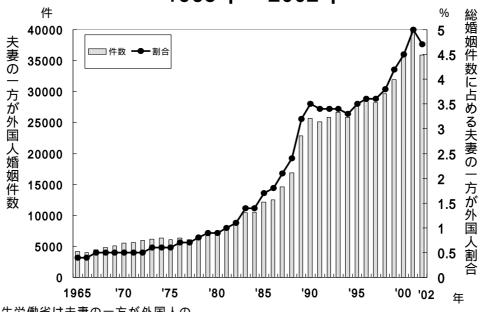
2002 年、日本人の総離婚件数は 289,836 件である。その内、夫・妻どちらか 一方が外国人の離婚件数は 15,252 件で、日本における総離婚件数の 5.3%となっている。厚生労働省が調査を開始した 1992 年の離婚件数は 7,716 件、総離婚件数に占める割合は 4.3%であった。国際結婚件数の急増とともに、国際離婚件数も増加傾向にある(図 15)。 1992 年から 2002 年までの、妻・外国人/夫・日本人の総婚姻件数は 256,268 件で、総離婚件数は 86,312 件である。

図10 夫妻の国籍別婚姻件数の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

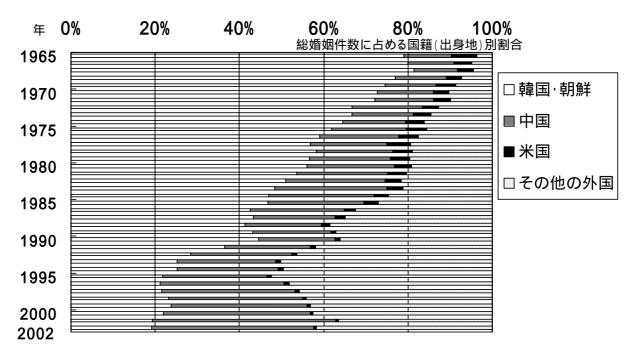
日本人国際結婚件数及び割合の年次推移 1965年~2002年



厚生労働省は夫妻の一方が外国人の 婚姻件数は昭和40年(1965年)から調査

資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

図12 妻外国人(夫日本人)の総婚姻件数に占める 国籍(出身地)別割合年次推移1965年~2002年



資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

図13 国籍(出身地)別妻外国人の婚姻件数

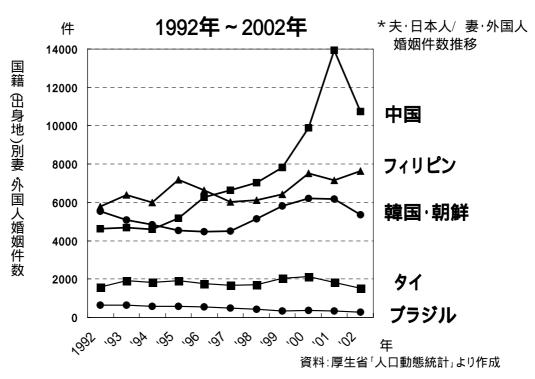
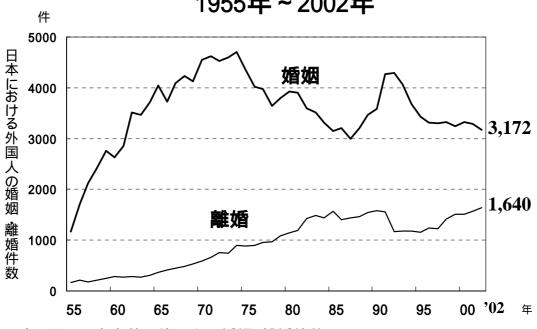


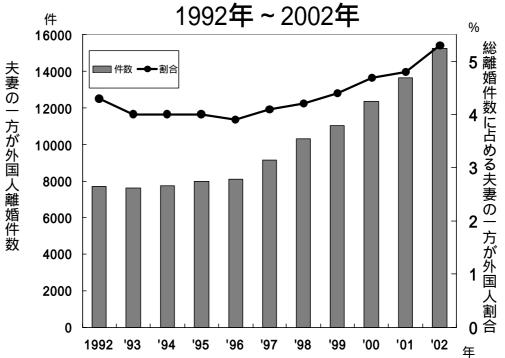
図14 外国人の婚姻・離婚件数の年次推移 1955年~2002年



日本における夫妻共に外国人の婚姻・離婚件数

資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

図15 日本人国際離婚件数及び割合の年次推移



厚生労働省は夫妻の一方が外国人離婚件数を 平成4年(1992年)から調査している

資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

5.配偶者による殺人

1)日本国内で発生する配偶者による殺人

警察庁資料によると、2002 年の配偶者間の殺人事件検挙件数は、197 件である。夫によるもの120件(60.9%)、妻によるもの77件(39.1%)であった。1998年以降、配偶者間の殺人は約200件で推移している。

2)日本国内で発生する配偶者による傷害・暴行

警察庁資料によると、2002年の配偶者間の傷害・暴行事件検挙件数は、1,469件である。夫によるもの1,408件(95.8%)、妻によるもの61件(4.2%)である。殺人に比べ、圧倒的に男性によるものが多い。2000年以降、夫による傷害・暴行事件検挙件数は急増しているが、これは傷害・暴行事象の増加もあるが、2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行の影響が考えられる。DV法施行前は、妻が夫からの傷害・暴行を受けても、警察が家族内での問題として取扱わなかった可能性がある。

配偶者による殺人・傷害暴行検挙件数:これらの統計は、日本国内で警察が取扱った配偶者間の殺人・傷害暴行事件検挙件数である、それらが日本人か外国人であるかは不明である。外国人に関する配偶者による殺人件数の統計は、被害者、加害者共に作成されていない。

6.日本における外国人の女性の死因「他殺」

1)日本における外国人女性の「他殺」

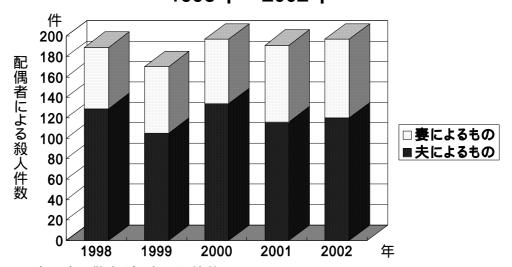
日本における外国人女性のD 被害に関する統計は、本邦においていずれの機関においても作成されていない。

厚生労働省人口動態統計資料の外国人の死因分類から、外国人女性の死因「他 殺」を集計した。1992年~2002年までの総数は121人であった。国籍(出身地) 分類では、「韓国・朝鮮」44人(36.4%)、「中国」31人(25.6%)、「フィリピ ン」17人(14.0%)、「タイ」19人(15.7%)、「米国」1人(0.8%)、「英国」 1人(0.8%)、「ブラジル」5人(4.1%)、「ペルー」1人(0.8%)、「その他」 2人(1.7%)である。

2)日本における外国人女性の死亡総数

2002年、日本における外国人の死亡総数は 5,707人、その内「韓国・朝鮮」の死亡数は 4,491人(78.7%)である。女性死亡総数は 2,197人、「韓国・朝鮮」1,735人(79.0%)である。死亡総数に占める「韓国・朝鮮」が約 8 割を占めているのは、在日韓国・朝鮮人人口の高齢化現象に伴うものである(表 2)。

図16 配偶者による殺人事件検挙件数の推移 1998年~2002年



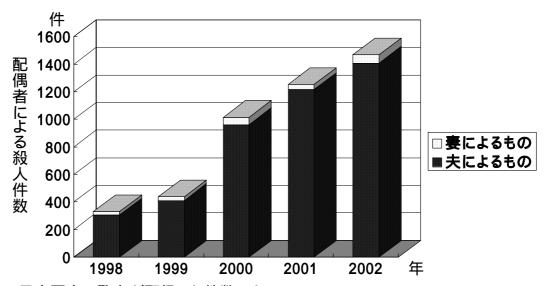
日本国内で警察が取扱った件数である。

日本人か外国人かは不明である。

外国人の配偶者被害統計は存在しない。

資料:警察庁資料及び聞き取り調査より作成

図17 配偶者による傷害・暴行事件検挙件数の推移 1998年 ~ 2002年



日本国内で警察が取扱った件数である。

日本人か外国人かは不明である。

外国人の配偶者被害統計は存在しない。

資料: 警察庁資料及び聞き取り調査より作成

表 1 日本における外国人女性の死因「他殺」の国籍(出身地)別推移 1992年~2002年

													割合
	2002	2001	2000	1999	1998	1997	1996	1995	1994	1993	1992	合計	(%)
外国人総数	12	12	15	10	14	7	7	10	9	7	18	121	100.0
韓国·朝鮮	5	3	4	5	6	1	3	4	4	2	7	44	36.4
中国	4	7	4	3	4	1	1	1	0	3	3	31	25.6
フィリピン	1	0	3	1	3	0	2	4	1	0	2	17	14.0
タイ	1	2	2	0	1	1	1	1	3	2	5	19	15.7
米国	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.8
英国	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.8
ブラジル	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	5	4.1
ペルー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.8
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1.7

資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

表 2 日本における外国人女性の国籍(出身地)別死亡総数の推移 1992年~2002年

													割合
	2002	2001	2000	1999	1998	1997	1996	1995	1994	1993	1992	合計	(%)
外国人総数	2,197	2,140	2,131	2,140	2,084	2,027	1,966	2,043	1,825	1,894	1,895	22,342	100.0
韓国·朝鮮	1,735	1,732	1,746	1,762	1,638	1,651	1,614	1,681	1,516	1,579	1,579	18,233	81.6
中国	207	180	171	166	187	138	161	171	167	142	154	1,844	8.3
フィリピン	51	44	46	45	45	41	36	40	34	26	28	436	2.0
タイ	24	38	27	26	39	28	36	25	23	30	24	320	1.4
米国	42	24	26	30	31	39	29	36	16	32	30	335	1.5
英国	5	4	3	2	3	7	1	4	1	0	5	35	0.2
ブラジル	42	42	30	33	53	56	41	27	24	34	23	405	1.8
ペルー	11	14	14	10	14	4	4	5	5	4	3	88	0.4
その他	80	62	68	66	74	63	44	54	39	47	49	646	2.9

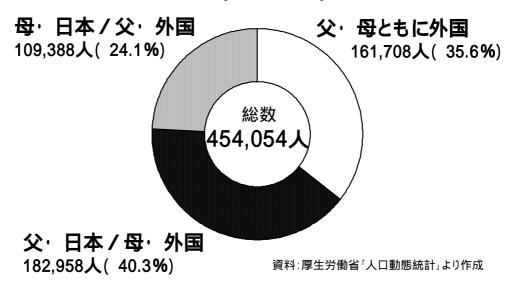
資料:厚生労働省「人口動態統計」より作成

7.国際結婚と多民族化する日本人

近年、国際結婚と外国人の急増で当然、親が外国人の子どもも増加している。 日本において、父母とも日本人の出生数が減少するなか、親が外国人の子ども は確実に増加している。1987 年から 2002 年までの親が外国人の出生総数は 454,054 人である。父・母ともに外国人の子どもは161,708(35.6%)人、父・ 日本人/母・外国人の子どもは182,958(40.3%)人、母・日本人/父・外国人 の子どもは109,388(24.1%)人である。

2002 年に生まれた親が外国人の子どもの割合は、全国で 2.9%、34 人に 1 人である。

図18 日本における親外国人の出生総数 1987年~2002年



国籍法改定と出生児の国籍: 1984 年に国籍法が改定され、1985 年以降の出生児の国籍の取り扱いが父系血統主義から父母両系主義に変わった。すなわち、それまで国籍法は父系血統主義であったため、母親が日本人でも、父親が外国人であれば「日本国民」とはされず「外国人」として扱われてきた。改定後は、父母のどちらか一方が日本国籍を取得していれば、出生児は生まれながらにして「日本国民」「日本人」となることになった。国際結婚が急増した結果、人種、文化、ことば、宗教に多様な日本人が誕生し、本邦において多民族化が進んでいる。

在日外国人:この言葉に関する明確な定義はない。しかし、この言葉は社会一般に定着し、使われている。日本に暮す外国人総称として考えられる。この言葉の概念には、「日本に定住している外国人」という要素が含まれている。定住性を表す言葉として「定住外国人」がある。これは概ね5年以上の居住者を指す。「定住外国人」に対して、短期の在留者を含めて「滞日外国人」と呼称することもある。在日外国人に関する表現は、その対象者の生活基盤実態を考慮して表現される。行政の報告書では「外国籍住民」「外国籍市民」「在住外国人」の表記が多く、NGOのレポート等では「滞日外国人」の表記が多い。

永住者:一般永住者と特別永住者をあわせた総称。「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月1日施行)により、戦前から日本に居住している韓国・朝鮮人、台湾人及びその子孫は「特別永住者」と定められた。日本政府は、1952年4月28日、平和条約発効によって、旧植民地出身者およびその子はいっせいに「日本国籍」を失ったとした。「特別永住者」の大半は日本で出生・成育しており、1910年代からの世代を重ねた生活者である。現在、5世代目が暮す。1990年以降、「日本人の配偶者等」の在留資格で来日した日系ブラジル人は、2000年に入り、定住化傾向を示し「一般永住者」の在留資格を取得する者が急増している。

「韓国・朝鮮」:「韓国・朝鮮」この中身は国籍をあらわすのではなく、国籍および (出身地)を表す。旧植民地出身、朝鮮半島出身地者の中には「大韓民国」の国籍を取得せず、そのまま(朝鮮)出身地者として生活している者もいる。そのような状態にある者は(出身地) = (朝鮮)で外国人登録されている。 在日韓国・朝鮮人の(朝鮮)出身地者を「北朝鮮」と思いこんで表現していることが多々ある。まず、「北朝鮮」という国は存在しない。正式には「朝鮮民主主義人民共和国」である。国交がない現在、在日朝鮮人のすべてが国籍として「朝鮮民主主義人民共和国」を持っていない。(出身地)としての(朝鮮)である。「大韓民国」の国籍を取得したものが「韓国」国籍者である。

統計作成に使用した資料・文献

- 1)法務省大臣官房司法法制部編:第42出入国管理統計年報、2003
- 2) 財団法人入管協会:在留外国人統計 1990年~2002年統計
- 3)法務省入国管理局統計資料:在留外国人関連統計 1947年~2002年
- 4)法務省入国管理局統計資料:出入国管理関連統計 1950年~2002年
- 5)外務大臣官房領事移住部編:海外在留邦人数調査統計 平成 15年版、2003
- 6)厚生労働省大臣官房統計情報部編:日本における人口動態 外国人を含む人口 動態統計 人口動態統計特殊報告、2003
- 7)厚生労働省大臣官房統計情報部資料:人口動態統計 1955年~2002年
- 8) 警察庁:配偶者による殺人・傷害・暴行事件検挙件数統計 1998年~2002年

在日外国人へのDV支援

「フレンドシップアジアハウス・こすもす」の試みから

「フレンドシップアジアハウス・こすもす」(FAHこすもす)は、主に日本人男性の子どもを養育し困窮しているアジア系外国人女性を対象に、母子で長期に滞在できる施設として、1991年4月に開設された。母子の生活支援と問題解決のための支援、自立支援のためのプログラムを持つ生活型のシェルターである。1997年には児童福祉法による母子寮としての許可を受けている。外国人母子の受け入れを特色とする母子寮であるが、日本人母子も入寮できる。

全国初のこの種のシェルターは当初、全く手さぐりで運営するしかなく、設立者自宅の土地の一部に建物を建て、生活必需品は寄付で集め、ボランティアの力を借りて整備し、書類は独自のマニュアル作成からスタートした。

現在、母子寮として外国人6世帯、日本人3世帯の割合で常時満室状態が続いている。また、緊急入所、電話や来談によるケースにも対応している。

1.「FAHこすもす」の役割

「FAHこすもす」の主な役割は以下の通りである。

- 心身の癒しのための安全な場所を提供
- 離婚、子の親権、滞在許可の取得、家族関係等々の問題解決を支援
- 育児や栄養、金銭感覚、日本の習慣や人間関係の学習等の生活指導
- 就労、居住先の斡旋、日本語学習等の自立支援

2.入所及び退所理由

「FAHこすもす」に入所する人のほとんどの理由は、夫や同居者からの暴力のために家を追われ、子どもを抱えて行く場所が無いという理由である。主に、行政に相談しその保護の元で入所するケースと、友人や知人などの情報から来所するという2つの経路があり、全国からの入所がある。

「FAHこすもす」の主な入所及び退所理由

入所理由	退所理由
夫、又は同居関係にある男性からの暴力及び不和、	アパートへの自立
離婚、生活困難、帰国待ち、子の認知訴訟、子の	夫の元へ帰る
引渡し訴訟、産後の行き場がない、夫の行方不明、	帰国
夫の拘禁、実夫からの性的暴力 など	

3. 運営資金

FAHこすもすの運営は、入居者の住所地の市町村で負担する措置費が全体の 80%以上を占めている。その他、補助金、寄付金、入所者の負担金で占められている。入居者から家賃をとることはないが、光熱水費は実費を徴収している。また食糧品、衣料など生活にかかるものは各自で調達し管理している。

4. お母さんと子どもたちのための活動・行事

「FAHこすもす」では、入所者にはまず安定した温かい環境と、個人面談や入居者全体のグループダイナミックスを活用して「自分づくり」ができるようにプログラムを組む。そしてその間に、子どもの父であり夫である相手の男性との調整(役所の相談員、弁護士、家庭裁判所、警察等の力を借りることも多い)を行いながら、自立を目指しての計画を立てて行っている。年間の主要な行事は以下の通りである。

「FAHこすもす」の主な年間行事

行 事	内容
防災訓練	月に1回、震災についての知識を学び、実践する。
お母さんたちの会議	月に1回、問題を話し合う、活動計画を立てる、物事を決定す
	るなど、その時々の必要に応じて議論を決めて行なう。入所者
	とスタッフとの重要な意見のやり取りの機会となっている。
夏のキャンプ	一泊二日の親睦、母子、スタッフ共々楽しめる機会である。
お母さんたちの学習会	DVについて警察、施設長、専門家より講義を受ける。
	マッサージとつぼの講習。手巻き寿司の作り方など専門家を招
	いて学習を行なう。
日本語学習	外国人お母さんたちの日本語能力向上のために行なわれる。
	地域の日本語講座にも参加する。

5. 入所状況

「FAHこすもす」の入所状況

	平成3年4月~			平成 7	年2月~	_	平成3年4月~			
	平成 15 年 4 月				平成 15 年 4 月			平成 15 年 4 月		
国別	野务	急入所	者	II	式入居	者	合 計*			
	母	子	計	母	子	計	母	子	計	
カンボジア	1	1	2	0	0	0	1	1	2	
イラン	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
フィリピン	35	49	84	38	60	98	66	99	165	
日本	9	14	23	28	43	71	36	56	92	
中国	1	1	2	2	2	4	3	3	6	
ラオス	0	0	0	1	2	3	1	2	3	
ベトナム	4	7	11	4	7	11	7	12	19	
タイ	3	0	3	2	4	6	5	4	9	
スリランカ	1	1	2	0	0	0	1	1	2	
トルコ	1	0	1	0	0	0	1	1	2	
台湾	0	0	0	1	1	2	1	1	2	
韓国	0	0	0	1	2	3	1	2	3	
合 計	56	73	129	77	121	198	124	182	306	

*緊急入所者の多くは、「FAHこすもす」がシェルターの時のもので、現在でも緊急のケースは後を絶たず。緊急入所の後、措置を受け正式入所になるケースもあるため、合計が緊急と正式の入所者数を足したものとは異なっているものもあり。

6. 具体的ケースとその支援活動

次に事例を通して、「FAHこすもす」の活動の実際と当時の状況及び問題点を考察する。

1)ケース Sさん

1991 年秋、関東近郊のある公立病院のソーシャルワーカーから困惑した声で電話が入った。在日外国人女性 S さんが未熟児を出産した。すでに保育器の必要がなくなっているにもかかわらず引取りに来ない。訪問してみると、2歳の女児が薄暗い3畳ほどの部屋に、夜の仕事を続ける母に夕方から朝まで1人で

放置されていることがわかった。未熟児だった子も含めて、このまま放置できないので、市役所、警察、民間の機関やボランティアなどあらゆる手を尽くしたが、児童相談所でさえも母子ともにビザなしオーバースティ状態なので扱えないとのこと。困り果てているところに、「FAHこすもす」がオープンしたとの報に接し勇んで連絡したと言う。

やがてやせて小柄な女性が赤ちゃんを抱き、女の子の手を引いて玄関に立った。浅黒い顔は 40 歳代にも見えたが、まだ 20 歳になったばかりとのこと。

「FAHこすもす」への入所後、見る見るうちに2歳の娘は丸々と太り、明るくなった。生活を支えるため働かざるをえない母のため、近くの保育園に(頼んで私的契約を割引料金にしていただいて)通園を始めた。

問題は母のオーバースティ状態をどうするかであった。手探りのまま法務省 入国管理局(以後、入管)に出向き、正直に事情を説明し、何とか手続きし特 別在留許可申請をした。その後彼女は真面目に生活し、入管に通った。

しかし1年半を過ぎたある日、Sさんは入管の指示で子ども2人を連れて入管に出向いたところ、そのまま収監され、10日ほどの後、母子ともに強制送還されてしまった。

上の娘は小学校に下の娘は保育園に入校・入園したばかりで、あふれんばかりの笑顔とりんごのように赤い頬が、周囲をなごませてくれていたのに、上の娘は帰国後、拒食と不登校そして緘黙状態に陥ってしまった。

支援内容と見えてくる問題点

入所した母子に対するわれわれの支援は、まず安全で快適な生活の場の提供、 そして彼女の抱える問題(滞在許可の取得、保育所への入園、仕事の確保、育 児への援助、生活指導等)の解決への支援である。

保育所や学校施設など公的機関はほとんどだが、児童相談所でさえも、当時はオーバースティ状態であるがゆえに子どもの保護に目を向けなかったこと、子どもの意思や状況への配慮もなしに、いきなり子どもが強制送還されてしまったこと、母子の緊急ケースの受け入れが施設でできなかったことなどがこのケースでの問題として挙げられる。

1994 年、日本は「子どもの権利条約」を批准することで、その後の子どもへの視点に変化が見え、国籍やビザのいかんにかかわらず児童相談所や学校、施設など公的機関も子どもを受入れる方向に進展した。しかし、前述のように、強制送還される子どもについては、いまだ人権上の大問題である。

その後、Sさんは多くのNGOなどの支援と日本人男性の力で再入国し、その 男性と結婚し、正式にビザを得て、新しい家庭を築き、幸福に暮している。

2)ケース Kさん

Kさんは、関東近郊の女性支援グループの紹介で1992年の春入所。身体のあ

ちこちに生傷を残したままであった。早速に写真を撮り、医師に診察してもらった。夫は子どもの養育のことがきっかけで日頃の不満を爆発させ暴力を振った。そして子どもを取り上げて、お前は早く出ていけといい、子どもにすがりつく妻を何度も足蹴にして階段から突き落としたとのことである。暴力の原因は子どもの養育のことだったが、日頃から少しのことで怒り、しばしば手を上げた。又、女性問題にもルーズで別の女性が常に見えかくれしていた。家計を彼女に委ねず、毎月5万円しか彼女の手元にはくれなかった。

その後、子どもを取りもどすための裁判を起こした、(法律扶助協会を通して 弁護士さんを依頼)が結局は子どもを取り戻すことはできなかった。子どもを 夫の元に残して彼女は帰国していった。

支援内容と見えてくる問題点

これに類似のケースは数多い。子どもを取り上げられて妻だけ離婚させられるケースである。あるケースでは、やっとの思いで子どもを連れて逃げ出すことができ、裁判で妻側が勝訴した。しかし、相手方に面会権が与えられたため、相手方が面会時に子どもを連れて行ったまま返さなかったということがあった。あらためて訴えてみたが、相手方には家もあり、祖父母もいて子は父を慕っているという理由で敗訴。結局子どもはそのまま夫の祖父母が養育している。

これらの裁判の際、母子関係は良好であり母親も子どもに愛情を注ぎきちんと養育をしているのにもかかわらず、子どもを取り上げられてしまう場合が多い。日本人のケースならば、子どもが幼いうちは母の元で養育させるような判決が出るであろうにと惜しい思いを何度もしてきている。

大方の男性は高齢(40、50代が多い)で、男尊女卑に加えてアジア蔑視の考え方を持っている者もおり、亭主関白である。女性は20代がほとんどで、日本語も日本の習慣も何も知らないまま、地域社会(アパートや男性の実家など)に入って行く。お互いの良さを認め合い、相手国の文化を受け止めようとする姿勢のないままの結婚は、当然の帰結として暴力を生む。妻より子どもを家の守りとして大事にする風潮は、母と子を引き離す方向に話が流れやすい。

3)ケース Nさん

1997年、中部地方から入居してきたNさん(当時35歳)は、日本人男性(65歳)と再婚。二人の間に男女2人の子ども(8歳、4歳)が誕生、幸せな日々が送れるようになったことから、母親の本国に残してきた長女(当時13歳)を呼び寄せた。幸せな未来が来るはずだったが、ある日、夫が長女に性的虐待を続けていたことが判明。怒った彼女は子どもたちを連れて家を出た。

支援内容と見えてくる問題点

長女の心の傷は深く、また、気づかなかった、いや気づいても助けなかった、

そしてそのような男を心の内では慕っている気配の母への怒りも根深くあった。 われわれは母の就労や自立より長女の心のケアに腐心した。このような日本人 の義父による義理の娘への性的虐待のケースは数多い。(もっとも一般的な日本 人の家庭でも、最近は離婚再婚によって生ずる義理の関係での性的虐待は増加 しているし、実父による実の娘への性的虐待も増加している)。

7. 多岐にわたる支援の必要性

シェルターも母子生活支援施設も、いわば事後処理の場である。私たちの働きは、まず彼女たちに安全な場所を提供し、傷ついた心と身体を癒してもらい、よく話を聞くことによって問題点を絞り出し、その解決方法を共に考え、その実行を与え、そして自立に必要な種々の方法を実践しつつ、時には試行錯誤を繰り返しながらも自立に導いて行くことである。

したがって退所後のケアも必要なケースが多い。その仕事の範囲も、カウンセリングや母の子育て支援、保育所や学校の手続きや相談、離婚のための諸手続きや相談、離婚のための諸手続き、市役所、裁判所、警察、病院等との交渉や連携、職場開拓、職場との交渉、アパート探しや入居に関する手続きや連絡調整など、多岐にわたる。そしてスタッフには根気と忍耐と愛情が必要である。

8.女性たちの声:何に困窮し、求めているのか

日本に定住を希望する外国人女性、特に子どもを持つ母としての女性が、何に困窮し、何を求めているのか、母たちの声をここにまとめる。

1)各所に日本語教室を:

まず生活を始めてみると、意外と理解できていない言葉と日本での生活の仕方がある。当然、分かっているものと夫に誤解されていることが、後に暴力を誘発する因子となることがある。

そこで気軽に日本語を学べる場所が、すぐ近くに数多くあることが必要である。日本語を学ぶ場所は、教える日本人、学び合う外国人である仲間が一時を 共有する場でもある。悩みや相談事、知りたいことなどを気軽に聞くことので きる人が近隣にいるということで、後の破局を防ぐ大事な要素となる。

2)避難場所とその方法の周知を:

破局を迎えそうな時、暴力を振るい出した夫をどこへ訴えれば良いか、どこ

へ逃げて行ったらいいかわからない。当面は友人や市役所や警察に行ってみるが、充分な対応をしてもらえないことが多い。DV法施行後は女性センターで対応してもらえるはずであるが、外国人の彼女たちには、その所在も電話番号も解らない。解ったとしても県に1つのセンターは遠く、自力で行くことは困難である。

しかし、何とかして、夫の暴力に苦しむ妻は夫の留守の時間帯に必死で役所の窓口をたたいた場合、役所の窓口ではたどたどしい日本語のため話の内容が解らず、もちろんシステムの理解など遠く及ばず、早期発見が遅れ、あきらめムードの中で問題が大きく深くなっていってしまったケースは本当に多い。役所の窓口対応の改善は今でも残っている問題である。

そこで遠く九州、東北などからでもダイレクトに「FAHこすもす」に連絡が入り、逃げて来るケースもまだ多い。できるだけその後に自治体行政につなげる努力をしているが限界もある。しかし、自治体との連携は非常に重要である。役所の方々との連携によって、夫や夫の家族側との話合いをもちやすくし、母子の自立にも力を貸してもらうことができるからである。(それも「FAHこすもす」を公的認可を受けて法内の施設とした理由の一つである。)

3)外国人向けの広報の発行を:

国や自治体の働き、法律の改正や各種資格取得の方法等を載せた一般市民用の広報を外国人向けに何カ国かの言葉に翻訳したものを、定期的に送って欲しい。自分で自分の生き方や生活のあり方も考え選択したいという希望を持つことは、1人の女性としての当然の要求であり、権利でもある。(すでに発行している市もあるが、手元に届かないことが多い。)

4)学校側の理解と協力を:

スクールカウンセラーを置く学校が増えたが、外国人家族への理解をもう少し広げて欲しい。ある市の教育委員会では外国人のいる家族のために、学校周辺の市民とネットを組んで、いくつかの国の言葉のできる人に、学校からの重要な連絡やトラブルの時の家族との話合いの通訳を頼むなど工夫をしているが、そのような地域はまだまだ少ない。

5) 煩雑な入管手続きへの支援を:

言葉も不充分で制度の理解のないまま入管窓口に出向くことは大変な勇気がいる。誰か支援者を見つけて同行を願うことになるが、不可能な場合もある。また、煩雑な法務省の在留特別許可申請、ビザの変更更新、転記等は日本人であっても困難なものである。支援者を発掘、教育し、その支援者の連絡先を周知させるよう、行政的な配慮が必要である。

9.「FAHこすもす」の活動からみた外国人女性支援の課題 と提言

1)地域にコーディネーターの配置

夫のこと、子育てのこと、家族や夫婦のトラブル、法律や習慣の違い等、きちんと対応できるコーディネーターが近くにいないことが夫の暴力と破局を早めてしまっている。 "ああ、そうか" と思えることが、後の破局を未然に防ぐキーポイントである。時折、心ある人がボランティアとしてその任にあたっている(教会関係やNPO)が、数がとても少ない。

国際化の進む今後の地域社会を考えても組織的に地域対策として市町村が中心となって実施できるよう、国、県レベルからの支援を積極的に行なって行く必要がある。特にコーディネーターの養成には国や県レベルの力が、市町村の実践を支える意味で必要である。

主任児童指導員、児童家庭相談員など地元の資源を大いに活用して、まず増員を計り、多くの研修を通してこのことに精通したコーディネーターの養成を行なう。さらに当事者である外国人女性たちにその存在を周知させることが急務である。

2) DV防止法に関連した問題点

2001 年 10 月の施行、2002 年 4 月からのサポートセンターの設置によって、被害者は逃げやすくなり、関係機関の協力も得やすくなったと言われる。しかしまだまだ充分に機能しているとはいえない。 D V 防止法に関連した課題・問題点を以下に挙げる。

遠方にある:

公的支援サポートセンターが、都道府県に1ヶ所しかなく近隣でなければ 遠方になるため緊急避難が困難な場合が多い。

サポートセンターの再利用が不可能な点:

一担夫の元へもどってしまうと、次に更に深刻な事態になってもセンター は利用できない。民間施設が対応する以外にない。

子どもへの配慮がない:

接見禁止等の法の定めにも、配偶者が子どもに会うことを禁止しておらず、 種々な手段を使って子どもを略奪することも可能である。

サポートセンター2週間の滞在では方針が立たない:

サポートセンターの入所 2 週間では、具体的支援のための方針を決定、 実現するには困難である。また、退所後のサポート体制が薄く、自分でア パートを捜すことは特に外国人の女性では不可能に近い。

3)子どもの医療保障と教育保障

どこで、どんな状況で生まれた子どもでも、基本的に生命の保障をその国の 政府によってされるべきである。子どもが重い疾患を背負ったり、急に重篤な 病気にかかった場合、母にお金がなく、何の医療保障もないため、医者に行け ず、生命の危機に瀕しているケースも多々ある。

また、就学率がほぼ100%であることを誇る日本で、不就学児童が数多く存在することを知る人は少ないかも知れない。現実には、全国に学齢に達しながら学校に行かずに、夜の仕事をする母の周辺で、昼はひっそりと家の中で暮し、夜は大人たちの夜の生活の中で、酒とタバコと喧嘩の中で大人たちに混って、時には大人たちと同じような生活をしている子どもたちが相当数いると思われる。教育を受ける権利、良い環境の中で育てられる権利は守られず、小さな大人のような生活を強いられている子どもたちを、私たちは見過ごすことはできない。

4) 自立可能である女性への支援

以下の内容が早急な必要とされる支援である。

就労場所やアパート探しのための公的支援がさらに必要である。例えば市役所や社会福祉協議会などの一角に、ハローワークや不動産屋の出先機関が用意されているなど。

生活保護を受けずに頑張って自立しようとしている母への一時資金の貸付 (アパートの頭金や生活用具の購入金等に必要)を迅速に、外国人にも貸与で きるようなシステムが必要である。

就労やアパート入居の際の保証人問題がある。保証人がいなければ就労も アパート入居もかなわず、自立は困難である。施設長がすべて保証人をひき受 けているが、個人ではあまりにも負担が大きい。

5)最も困難状況にある女性への支援

病気、特に精神科疾患や慢性病のために就労や生活維持が不可能な女性の場合は、最も自立が困難である。女性だけの、生活を主体とした、就労も場合によっては可能であり、カウンセリングや治療のシステムとも連携していて、常時ケアワーカーのいるケア付き住宅が必要である。福祉、医療、女性問題等の垣根を越えた領域で、せめて都道府県に1軒でもこのような居宅が存在することを切に望む。

もっとも大きな問題は、女性を蔑視したまま、自分の子どもに責任も愛情ももとうとしない男性の姿勢である。この無責任な未熟な人間形成が改められなければ、女性への DV 問題の真の解決はあり得ない。さらに子どもの人権と将来を視野に入れた母親の自立をどう図るか。母親個人の努力以外に、政府間、国、自治体による相互協力体制、雇用の確保、生活の場の確保。子どもの養育、教育、医療全般にわたる人としての生活保障をしていかなければならない。

在米外国人へのDV支援

米国マサチューセッツ州ボストン市におけるサポートシステム

ボストン市にあるアジアン・タスク・フォース・アゲンスト・ドメスティック・バイオレンス(Asian Task Force Against Domestic Violence、以下ATFADV)は、ドメスティック・バイオレンス(以下 DV)の被害にあっている、アジア系の移民・難民女性を中心とした救済を目的に 1987 年に設立された非営利団体である。そこでは、DV は基本的人権の侵害という考えのもとに、DV 被害者の米国滞在の合法性の有無を問わず広く救援活動を続けている。DV 被害者からの問い合わせは、ボストン市を中心にマサチューセッツ州のみならず、全米、時には海外に及ぶこともある。

言葉や文化の壁のために必要なサービスを受けられないアジア系女性のために、複数のアジア系言語に対応できるよう、スタッフの多くはバイリンガルで、その中には日本人スタッフも含まれている。つまり、その国の言葉を話すだけではなく、被害女性の文化的背景を理解しているスタッフが、きめの細かいサービスを提供できるような体制をとっている。

以下は、ATFADV の提供するサービス内容と、それを可能にしている政府、 行政、政治家からの援助、および法律面でのサポートについての報告である。

1. ATFADVのサービス

1)女性に対するサービス

DV 被害者であるアジア系女性に対して、ATFADV が提供しているサービスは、以下の通りである。

- 24 時間体制の電話相談
- 90 日間滞在可能のシェルター (緊急時滞在施設)
- 14 日間滞在可能のセーフ・ホーム (緊急時一時避難施設)
- 緊急時介入や安全な生活に向けてのプラン作り
- 保護命令、離婚、親権、移民局などの法的手続きの援助
- 健康保険、住宅、福祉関係などへの申請や手続きの援助
- 個別カウンセリングやサポート・グループの提供

- 職業訓練、英会話クラス、市民権取得クラス、進学のための情報提供とア ドバイス
- 子どものためのサービス、教育・育児相談

DV 被害者は、シェルターに入居しなくても上記のほとんどのサービスを受けられ、これらはすべて無料で、かつ秘密厳守となっている。

2)子どものケア

DV 被害者は女性だけではなく、DV 環境で育つ子どももまた被害者である。 シェルターに母親とともに入居してくる子どものためのサービスには、以下の ようなものがあり、母親と同様、子どもの米国滞在の合法性は問われない。不 法滞在の子どもでも、シェルターへ入居できるだけでなく、学校へ行くことも でき、医療サービスを受けることもできる。

- 入居に伴う転校など就学に必要な援助
- 医療機関への手続きの援助
- 家庭教師(英語の話せない母親のかわりの宿題の手伝い)
- 学齢未満の子どものためのプレイ・グループ(週5日)
- 臨床ソーシャルワーカーによるセラピー(週1回)

3)対応可能なアジア系言語

DV 被害者に対して対応可能なアジア系言語とその言語を話すスタッフの数は以下の通りである。

対応可能言語	その言語を話すスタッフ数
日本語	2名
北京語	2 名
広東語	8名
ベトナム語	3 名
クメール(カンボジア)語	2 名
ヒンズー語	2 名
ネパール語	1名
パンジャビ語	1 名
韓国語	1 名

1人で複数言語を話すスタッフも1言語1名としてカウントされている。

上記以外の言葉を話す DV 被害者へは、他の機関の通訳サービスなどを利用 して対応している。

2. 運営資金

これらのサービスを可能にする運営資金の 60%以上は政府からの助成金でまかなわれている。それらは市の行政レベル、州レベル、および国レベルとあらゆる層から支給されており、DV 被害者支援用の予算を組むのは、政党の政策や年度によって違いはあるものの、米国では当り前のこととなっている。

また、政府は助成金を支給するに当たり、サービス内容に条件を設けることが多い。たとえば、シェルター運営のための助成金支給には、24 時間の電話相談が義務付けられ、被害者の人種、国籍、言語、障害の有無などによって入居を拒むことが厳しく制限されており、それが守られない場合は、その団体への助成金の継続が打ち切られる場合もある。

3.行政機関の協力

問い合わせは被害者本人のみならず、家族、友人知人は言うに及ばず、警察、裁判所、病院、福祉事務所などからも多い。それは、たとえば警察では、DVのケースに適切に対応するためのマニュアルがあり、警察官への研修も徹底しているからである。DVのケースで通報があった場合、必ず2人一組で現場へ行き、男性と女性から別々の部屋で個別に事情を聞くことになっている。被害者が、同席している加害者を恐れて被害を訴えられないという事態を避けるためである。また、もし被害者が外国人で英語で事情を説明できない場合には、ATFADVのような DV 専門機関に連絡を取り、通訳を要請するようになっている。

実際、警察から日本人女性を保護したが言葉が通じないために詳しい事情がわからないという問い合わせや、警察から教えてもらったと言って、ATFADVのホットラインに電話をしてきた日本人女性からの相談もあり、米国人ではない、英語が話せない、という理由で DV 被害者が必要なサービスを受けられない、ということのないようなシステムが確立されている。

4.政治家の協力

ATFADV は、10 年前から毎年、運営資金を集めるためのチャリティー・ディナーを開催しており、そこでは、政治家からのサポートは大きな役割を担っている。

1)運営委員会への参加

チャリティー・ディナーの運営委員会には、これまで、マサチューセッツ州知事夫人、ボストン市長夫人、および州議会議員が名誉運営委員長として無償で協力することにより、その社会的影響力によってチャリティー・ディナー運営を円滑にすることを可能にしている。

2) チャリティー・ディナーへの出席

トーマス・メニーノ(Thomas Menino)ボストン市長は、毎年必ずディナーに出席し、壇上で DV 防止活動の大切さを訴え、「ボストン市長と政治を語る夕食会」をライブ・オークションの品目の一つとして提供するなど、資金集めに協力している。また、チャリティー・ディナーのための PR ビデオに出演したこともあり、これらも全て無償である。

ほかにも、市会議員や州副知事らの政治家が、ゲストとしてディナーに出席 している。

3)チャリティー・ディナー賛同の手紙

当日出席したゲストに配られるプログラムの冒頭には、必ず複数の政治家からの賛同の手紙が添えられている。それによって、出席者に、DV 防止に貢献する社会的意義をさらに深く認識してもらうことができる。

本年(平成 15 年)10 月 25 日に行われた ATFADV 主催のチャリティー・ディナーに賛同の手紙を寄せた政治家は以下の通りである。

政治家名(順不同)	役 職
エドワード・ケネディ	米国議会上院議員
(Edward Kennedy)	(マサチューセッツ州代表)
ジョン・ケリー	米国議会上院議員
(John Kerry)	(マサチューセッツ州代表)
ミット・ロムニー (Mitt Romney)	マサチューセッツ州知事
ケリー・ヒーリー (Kerry Healey)	マサチューセッツ州副知事
シェリル・ジャック (Cheryl Jacques)	マサチューセッツ州議会議員
トーマス・メニーノ (Thomas Menino)	ボストン市長

5.DV 被害者への法的サポート

次に挙げるものは、マサチューセッツ州における DV 被害者を保護するための法律の一例である。

1)保護命令

日本でも平成 13 年(2001 年) 4 月より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたが、ここでは、米国における保護命令(Restraining Order)との違いについて述べる。

- 加害者が配偶者のみに限定されない。家族、及び同居者、そして法的根拠のない恋人も含まれ、加害者との関係が過去のものでも、また加害者が未成年でも有効である。
- 夜間、休日など裁判所が開いていない時間帯に警察へ訴えれば、そこから その日の時間外担当の裁判官の自宅へ連絡が入り、裁判官は口頭で保護命 令の申請を許可することができる。それは24時間有効となっており、被害 者は翌日裁判所にて、正規の手続きをすることができる。
- 通常の保護命令は裁判所へ行き申請するが、被害者本人の供述書は、本人の署名は必要だが公証人の面前で宣誓したものである必要はない。裁判官はそれを読み、特に問題がなければまず休・祝日を除く 10 日間の保護命令を発行する。その間に加害者へ保護命令の告知をするが、これは必ず警察官が本人に直接手渡しすることになっている。加害者は 10 日後の指定された期日に裁判所へ出頭し、不服があれば申し立てをすることができる。それが認められない場合、または加害者が出頭しない場合は、その後 1 年間期間を延長される。1年後またもう1年と更新することができ、さらに、本当に危険であると認められた場合には、その有効期間を無期限にすることもできる(永久保護命令)。
- 保護命令の内容は、申請した被害者に危害を加えない、一定の距離以上接近することを禁じるなどのほか、申請者の自宅や勤務先、学校など、特定の場所に近づくことや、電話や手紙などの間接的な接触も禁ずることができる。また、同居している場合の退去命令の最長期間は1年間である。
- 申請者に子どもがいる場合は、その子どもも保護の対象に加えることができ、一時的にその子どもの親権を申請者に与えることができる。
- 保護命令は民法であるため、その命令を遵守していれば加害者が法を犯したことにはならないが、もし保護命令が発行されているにもかかわらず、申請者に近づこうとするなど、保護命令に記載されている内容に違反した場合は刑法扱いになり、加害者は逮捕され、刑法のもとに処罰される。

2) 結婚による永住権申請中の DV 被害者の保護

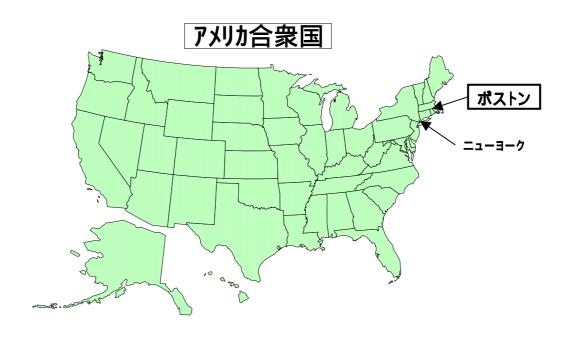
米国には、VAWA(Violence Against Women Act)という、DV や性暴力などから女性を保護するための法令があるが、それには、米国人と結婚したばかりで永住権を取得していない外国人女性を保護するものも含まれる。

たとえば、外国人女性が米国人と結婚すると、その女性は配偶者である米国

人がスポンサー(受け入れ責任者)となり、永住権(Permanent Residency)を申請することができる。通常はその結婚が偽装ではないことを確認するため、2年ほどの一時的永住許可(Temporary Permanent Residency)が発行され、その後再び配偶者とともに移民局へ出頭し、結婚生活が継続されていることを証明して初めて本格的に永住権を取得できるシステムになっている。つまり、その期間中に別居または離婚をした場合は、そもそもの永住権申請の事由が消滅したものとみなされ、その女性は永住権申請の資格を失うこととなる。しかし、それが配偶者から DV の被害を受けたことが原因である場合は、その女性は、スポンサーである配偶者に頼ることなく、本人がスポンサーとなり永住権を申請することができる。また、その女性に子どもがいる場合は、その子どもも永住権を申請することができる。

米国人女性に比べて、外国人女性はそこでの法的な身分が安定するまでは、スポンサーである米国人配偶者に対して非常に弱い立場に立たされる。また、配偶者もそれを利用し、相手を脅すことによって DV をエスカレートさせる場合が多い。米国では、そのような社会的弱者である外国人女性にも支援の手をさしのべている。

6 . 米国での DV 被害者支援システムをもとにした提言



以上のように、米国では、DV被害者が外国人であっても同じように保護されるような配慮がシステムの根底にある。もちろん、米国は移民で成り立っている多民族国家であるが故に、このようなシステムの発達に至ったとも言える

が、日本も以前と比べてますます外国人の数が増えており、もうすでに単一民 族国家として、日本人だけを対象にするだけではすまなくなっているのも現状 である。

以下は、米国マサチューセッツ州ボストン市における在米外国人へのDV支援のシステムをもとにした、日本のシステムを見直すに当っての提言である。

- DV は基本的人権の侵害である以上、日本国籍の有無、日本滞在の合法性の 有無を問わず、被害者を保護する必要があり、在日外国人女性も、日本人 女性と同等のサービスを受ける権利がある、という認識を徹底させるため の、関連機関への行政指導及びそれに必要な法整備。
- 基本的人権は、子どもにも適用される。つまり、DV 被害者の子どもも、日本滞在の合法性の有無を問わず、必要なサービスを受けられるべきであり、そのための関連機関への行政指導及びそれに必要な法整備。
- 保護命令の適用されるDV加害者を、配偶者に限定せず、元配偶者、婚姻 関係のない恋人(パートナー)も含めるDV定義の拡大。
- 被害者の安全確保を最優先にするという考えのもと、保護命令申請の手続きに必要なプロセスの迅速化と、保護命令自体の有効期限の延長。(手続きが煩雑すぎて時間がかかるが故の、保護命令申請中のDV被害の防止)
- 在日外国人女性が日本人男性と結婚している場合、DVが原因で離婚して も日本滞在を可能にする法律の制定。
- 在日外国人 DV 被害者のために、DV 問題を理解し、適切に対応できる通訳の養成及び研修制度の制定。
- 行政機関における、在日外国人 DV 問題に対応できる DV 専門の在日外国 人スタッフの雇用。または民間団体でそれを可能にする助成金の支給。
- DV に対する無理解や偏見による 2 次的被害を防ぐために、DV 被害者と接する機会のある警察、裁判所、福祉事務所などの行政機関の職員への、DV 被害全般および在日外国人 DV 被害者の直面する困難な状況についての研修の徹底。

最後に、日本において、DV が、家庭の中の男女間の問題であるという認識から、加害者が配偶者であれ、暴力は犯罪であるという認識へ、ようやく変わりつつある中、米国では、さらにもう一歩踏み込んで、社会の最小単位である家庭内で起こる暴力には、それを黙認している社会の価値観が影響しているという考え方が主流となっている。DV を個人の問題ではなく社会全体の問題としてとらえ、社会を構成している一人一人が DV への認識を深め、DV 防止のために責任を持って行動できるように、一般市民の意識を高めるための広報・啓発活動や DV 防止講座の開催なども、今後の行政の役割として期待される。

在日外国人女性DV被害者への支援 専門職の実践からみた現状と課題

2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV法)」が施行された。それまで「家庭内の問題」として片付けられていたDVが、社会の問題として認識され、早期発見、支援・介入する方向へ向かっている。女性の「自らの生命と健康、安全と自立を守る権利」が認められる社会へ動き始めたと言える。しかし、DV法が制定されて2年が経過した現在、DV被害者への支援は過渡期を迎えている。中でも、在日外国人女性DV被害者への支援に関しては、その内容と社会的資源の活用に課題が数多く残されている。

そこで在日外国人女性DV被害者の支援に関わる専門職のニーズを分析し、在日外国人女性DV問題を検討、支援のあり方を提言した。

在日外国人女性DV被害者支援を実践している専門職へのニーズ調査

対象:首都圏近郊の自治体に勤務する婦人相談員1名、同自治体に勤務する保健師2名、総合医療機関に勤務経験のある助産師1名

方法:婦人相談員および助産師には、それぞれインタビュー法を用いた半構造化 面接調査、保健師にはグループインタビューを行った。

分析:内容分析(Content Analysis)に基づいたフレームワーク法を用いて分析

1. 在日外国人女性 D V 被害者支援現場からの声

在日外国人女性DV被害者支援を実践している専門職へのニーズ調査から以下の問題が明らかとなった。

1)外国人女性の特徴的DVと支援の困難さ

- 国際結婚した外国人女性の場合、入国管理・在留資格等に関する法的知識や事務能力がないと、配偶者である日本人男性が在留資格の手続きをせず超過滞在 状態になってしまうことがある。
- 子どもが無国籍状態になっているケースもあり、相手の男性が「女性と子ども が自らの命と安全を守る権利」を奪っている現状がある。

- 外国人女性は、在留資格の問題、公的機関に対する抵抗感や恐怖などのため、 公的な行政サービス機関に助けを求めづらい。
- 外国人女性に対する暴力の問題は社会的な認知度も低い。
- 外国人女性は病院を受診することにより、DVのストレスに加えて、言葉が通じない等の特有のストレスが加わっている。
- 外国人女性の支援には、法律、言葉の問題、手続きの手間など多い。
- 日本語ができないことに起因して、治療に対するインフォームドコンセントが とれない、セクシュアリティやプライバシーに対する配慮が困難である。
- 通訳者不在の場合、加害者に通訳を依頼するという状況にさえなり得る。
- 外国人女性の中でも特にオーバースティの女性は、安全で自立した生活・医療支援を受ける機会が少ない。そのためDVを受ける生活から逃げ出すことが極めて難しく、深刻な状況をまねきやすい。
- 専門職として、こういったハイリスクなケースに手が出せないジレンマを感じる。
- 外国人女性のなかでも、日本語ができない、情報を得る機会や手段がない、周囲にサポートしてくれる友人や家族・親族のいない状況にある人が最もハイリスクである。

2)サポート体制・社会資源

- 外国人女性のDV被害の現状については、医療従事者の意識も知識も足りないと感じている。医療機関内の研修や啓蒙も不十分である。
- 婦人相談員の仕事は膨大かつ多岐にわたり、時として危険も伴うにもかかわらず、身分保障ができていない。
- 外国人女性へのDV支援の広報、公的機関の体制が整えば外国人女性被害者も 相談しやすくなる。
- 意図的に状況把握につとめ早期介入に心掛けているが、意識を持って意図的に 関わらなければ、外国人DV問題の発見や支援は困難である。
- 被害者はなんらかのメッセージを出しているにも関わらず、医療機関や社会が キャッチできていない現状がある。
- 都道府県と市町村では、その支援の内容にも違いがあるが、必ずしも連携が上 手くいっていない。責任の所在がはっきりしないこともある。
- シェルターは数が少なく、外国人の受け入れをする施設は限定されるため、集中してしまう。
- 医療機関の責務として、DVを発見し医学的診断を行い、治療や支援の必要性を本人、家族、他の機関に訴えるべきと認識しているが、DVについて治療や 看護の提供はできるが、それ以上のネットワークに結びつき難い。
- 保護をするだけではなく、女性の人権、生活の自立を支援するという意味での 総合的な法整備が必要である。

内容分析 (Content Analysis) 結果 (抜粋資料)

外国人女性へのDVの現状

DVの背景や現状は、地域自治体によって特殊性がある。女性が自立して安全に生活していくには、経済的な問題、住居の問題が大きい。経済力がないために離婚ができず、売春等の犯罪に巻き込まれていくケースもある。女性のなかでも能力のある人は、サービスを選び自立していくことができる。外国人女性にとって日本人の夫からDVを受けることや、そのため離婚することを恥と考えることもある。国際結婚した外国人女性の場合、女性に手続きを行う意識や能力がないと、日本人男性が意図的に手続きしないためオーバースティなり、日本で生活する権利を守ることができない。子どもが無国籍状態になっている。暴力の連鎖を防ぐための保護できない現状がある。

- ・ 親の心配を押し切って日本人と結婚したのに、こんなこと(DVを受けることや、そのため離婚すること)になるっていうのは、本人にとっても恥なんですよね。
- ・ 外国人の女性は日本人の男性と結婚して「日本人の配偶者等」という在留資格をもつようになっています。それが 最大の暴力の原因。配偶者になっていない、オーバースティの状態。子どもも認知しないから無国籍。
- ・ D V をしている男性には、彼女は物じゃない、人間として大切にしなくてはならない存在であるという意識がない。 彼女の在留資格を心配することもない。ただ役所にいろいろ言われるから仕方なく手続きをするという。
- ・ オーバースティの問題って日本人の問題、日本人の男性の問題だと実感しています。夫の方は「おまえたち、どう せ逃げたって結局戻ってくるしかないだろう」と。暴力っていうのは難しくて、そういうことを繰り返すと、暴力 がもっとひどくなって、かえって夫をつけあがらせることになるから、受け入れられない。帰るしかないの、保護 しても。

外国人女性は病院を受診することにより、DVのストレスに加えて、言葉が通じない等の特有のストレスが加わると考えている。外国人女性は、在留資格の問題や、コミュニティの確執などの問題、公的機関に対する抵抗感や恐怖などのため、公的な機関に助けを求め、自らの命を守り安全に生活する権利を得ることができないと感じている。国際結婚の場合、相手の男性が「女性と子どもが自らの命と安全を守る権利」を奪っている現状がある。

- ・ 暴力を受けたという身体的にも精神的にも危機的な状況で受診して、その上言葉が通じないストレスが加わるって、 想像もできない
- ・ 今思うと、本当にパートナーが加害者だったから警察には行けないということもあったと思います。でも逆にたと え加害者が本当に友人だとして、相手がわかっていたとしても、外国人の場合は多分警察に行くこと自体に抵抗が あったり恐かったり、在留資格とかの問題で行けなかったりするんじゃないかな?これは外国人特有ですよね。
- ・ それに外国人のコミュニティは独特の強さとつながりがあるので、加害者と被害者が近しい関係であればある程、 公の機関に相談できにくいかもしれませんね。
- ・ 医療機関そのものに行くことがものすごいストレスになることもありますよね。DV自体がそういう性格のものだし、外国人だと、余計そう感じるんじゃないかな。それこそ「意を決して」じゃないでしょうか。
- ・ 日本人男性と外国人女性のカップルの場合に、結婚していないとか、胎児認知していないカップルが結構いたんですよ。あと、妊娠を告げたとたん逃げちゃう日本人男性ね。DVとは少し違うかもしれないけど、日本人として外国人の人と結婚するなら、それなりにちゃんとしてあげて欲しいと思ったりしました。後で知ったのですが、胎児認知しているかどうかで、結構立場が違ってくるでしょう。逃げるなんていうのは論外ですけどね。
- ・ 在留資格の「ある、無し」によっても違いますよね。在留資格が無いと、本当に「泣き寝入り」じゃないですか、 ひどいと思いますよ。普通に生活するというか、自分の命や健康を守る権利さえ取り上げられてしまうんです。

言語的コミュニケーションに関する現状と課題

言語的コミュニケーションができる体制を整えることで、被害者も安心して支援を受けることができ、支援する側のストレスも軽減する。DVの問題は法律や医療分野に関わるため、実際ボランティアの通訳では責任を負いかねている。

- 外国人女性の場合離婚問題でも弁護士さんに相談するにしても、言葉の問題があります。
- 外国人が多いので、非常勤で外国語ができる人がいるんです。
- ・ 外国人の方も来るとそこに行くんで、安心。私なんかはその方とよく話をしているので、じゃあ女性福祉相談員が

相談をうけてくれるよって紹介してくれる。

- ・ DVだったり離婚話だったり非常に不安定な時に自分のネイティブ(母語)で話せる、それが安心に繋がるんです。
- ・ 外国人女性の場合離婚問題でも弁護士さんに相談するにしても、言葉の問題があります。ボランティアの通訳さん は法律的な問題、医療の問題までは責任を負いかねるのでしてくれないんです。
- ・ DVは専門用語や日本独特のシステムとかあるし、プライバシーの問題もあるから、だれかれ構わず通訳を頼める わけじゃないんだよね。

日本語ができないことに起因して、治療に対するインフォームドコンセントがとれないことに加え、セクシュアリティや プライバシーに対する配慮ができない。

- ・ 言葉の問題があって本人から事情が聞き取れない
- ・ 一緒に来た男性には聞かれたくないこともあるでしょ、でも結局通訳手配ができず緊急性も高かったので、その男性に頼むことになりました。緊急時のケア、それに、精神的なケアなど、やっぱり言葉が通じてこそ可能なものもあると思います。治療に対するインフォームドコンセントですよね。
- もしその男性が加害者だったら、加害者に通訳を依頼したことになるんです。

|外国人女性のDV支援の広報は、言語の問題に対する対策と男性の目に触れない工夫が必要となる。

- パンフレットの外国語版もつくっています。
- ・ ここの受付の近くに保育園とかいろんなパンフレットを置いていて、そこに一緒に置いています。他の相談員と相 談して区役所内の女性用トイレにも置いています。
- ・ 男性も見るのは困るんですよね。できれば女性だけがみるのが理想ですよ。私達としては男性の目にとまるのは困 るということで、頭を悩ませています。
- ・ DVの外国人女性の問題は PR が本当に難しい。どこまでどうやって女性だけに知らせるのか。夫にわかってしまうと、夫がどなりこんでくる。

外国人女性のハイリスク因子

外国人女性のなかでも、本人に日本語能力や情報を得る能力や機会、手段の無い人、周囲にサポートしてくれる友人や家族・親族の無い人がハイリスクとなる。

- ・ ツテが日本にある人はまだ良いと思いますね、外国でありジェネレーションギャップもありじゃ。サポートしてくれる人がいてくれれば良いけど、ほとんどがいないねえ。
- ・ 外国人のママの場合は、そこで相談する人がいるかどうかなんだよね。やっぱり基本的にはいない人が多い。そこだよね。情報が入らない。どこに相談に行けば良いのかわからない。相談する場がない、人がいない。
- ・ 日本語も読めない、機会もない、理解力もない外国人の人はますます・・

支援ネットワークの現状と課題

医療機関の責務として、DVを発見し医学的診断を行い、治療や支援の必要性を本人、家族、他の機関に訴える、と認識しているが、医療機関内では法律に対する意識も低く、DVについて治療や看護の提供はできるが、それ以上のネットワークに結びつき難い。特に入院期間が限られるので適切な支援へ結びつきにくくなっている。

- ・ 医療機関の大きな特徴であり、責務であり、権限でもあると思うんだけど、「診断」ができるって大きいですよね。 何にも増して「DVを発見し医学的診断を行い、治療や支援の必要性を本人、家族、他の機関に訴えることができる」 わけでしょ。被害者をキャッチし守る機関っていう役割は、本当に大きいと思います。他の機関にはできないことですよね。 じゃあその医療機関がそれだけの役割を担えているかは疑問です。
- ・ 法律は疎いですね。それに施設そのものが大きいと個人の問題意識が広がり難いですね。
- ・ DVとなると、どうかな?「個人のことだから」では本来済ませてはいけないのに、済ませちゃうことがあるかも しれません。どこまで介入するのか判然としない。意識も低い。だから次への支援ネットワークもなかなか・・・

2.外国人女性DV被害者の特徴

DVは、女性の人権を蹂躙(じゅうりん)するものであり、心身の健康のみならず生命をも脅かすものである。また、DV被害にあっている母親と加害者である父親を、そばで目撃し続ける子どもの心身の成育への影響は計り知れない。

DVを受けている女性は自己尊重感・自己効力感が低下し、自らを過小評価し被害を被害として認められなかったり、自らを攻めてしまう傾向にあり、適切な支援をうけることができずにいる。在日外国人女性のように、社会的に孤立しやすいマイノリティの女性であれば尚更である。

ドメスティックバイオレンスが女性に及ぼす影響

からだへの影響	こころへの影響	社会生活への影響
 外傷(切り傷・打撲・火傷・骨折など) 不眠 食欲不振 摂食障害 腹痛胃部不快感 下痢・便秘 呼吸困難 のぞまない妊娠 知覚過敏(ちょっとした音や光に敏感になる) 頭痛、動機、血圧上昇、冷や汗 	 自己尊重感の低下 自己コントロール感(自分のことを自分で決定する力)の低下 無気力感 無力感 恐怖 不安 再体験(悪夢・フラッシュバック) 回避(再体験のきっかけを避ける) 麻痺(感情を麻痺させて苦痛を感じないようにする) 過覚醒(イライラ、過度の警戒心、集中力の低下など) 	引きこもり対人恐怖過剰な依存加害者と同年 代の男性と会う と混乱する

DVには身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力などいくつかの種類があるが、「日本の文化や習慣を共有しないネグレクトの状態にする」「故意に在留資格取得手続きを行わない」などの暴力は、外国人女性に対する特有の暴力である。

3. ハイリスク状態にある外国人女性

最もハイリスクなDV被害者は、法的なサポートが得られず、専門職さえ介入困難なオーバースティの外国人女性である。オーバースティの女性は日頃から社会的支援を受けにくい環境で生活している。

D V は、加害者が常習性をもち、暴力の種類は複数である。また、継続的に行われることが多く、「暴力をふるっても(妻が)逃げない」ことがわかったとき、さらに酷い暴力を生むという性質をもっている。オーバースティの女性は、瀕死の状態で一時保護されたとしても、現行の法体制では、暴力犯罪者である夫の元に帰ることを選択するしかないことがしばしば起きている。

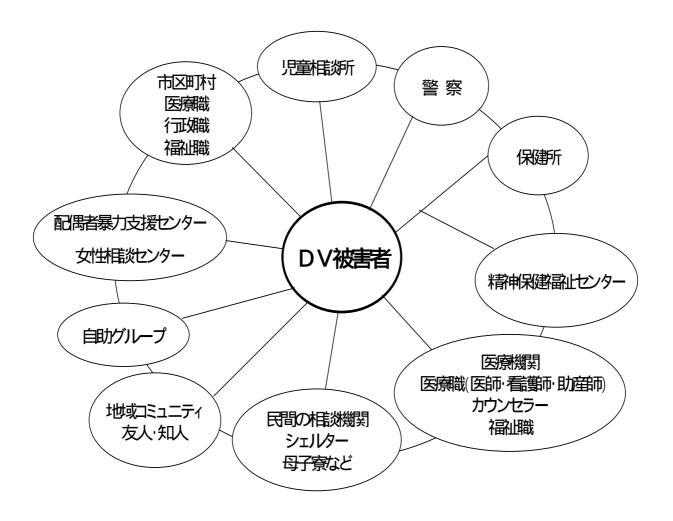


図 DV被害者支援のネットワーク

4.外国人DV支援体制・ネットワーク

- 外国人女性のDVの存在に気付き、適切な支援を行うには、専門職者としての 職業的倫理観はもちろんのこと、DVについての教養、外国人が日本で暮らす ための関連法規などの知識、異文化への対応能力、言語能力を備えることが必 要である。
- 外国人へのDVの支援に保健と福祉両方の視点がなければ、自立に向けた支援はできない。そのためには、同職種異職種関わらず支援協力体制・ネットワークを構築する必要がある。それは担当者の能力向上、被害者へのより有効な支援提供、業務の能率化とともに、担当者が受ける二次受傷を防ぐ効果もある。
- 被害者は暴力から逃げるために自治体を越え移動しなくてはならず、さまざま

な機関の支援を必要としている。DV支援は、行政にも、民間施設やNGO・NPOにもそれぞれの役割と限界があり、もはや一個人や一職種、一機関や一自治体でできることではなくなっている。自治体による支援の格差を無くし、年々増加する被害に対応できるネットワーク体制を今後さらに充実、強化させていく必要がある。またシェルターなど受け入れ施設の確保と整備はDV支援上欠かせない課題である。

● DV法は暴力防止法であり被害者保護法という性質をもつ意味において画期的である。しかし、女性が自らの生命と健康、安全と自立を守る権利を行使するには、「医療」と「福祉」の視点も必要である。

5.コミュニケーションの課題

- 在日外国人の健康支援を考えるとき、言語的コミュニケーションの問題は必ず 障害となる。DV被害者が支援を求めるとき、DVというストレスに加え、言語的コミュニケーションができないストレスが加わる。また、被害者が強いストレス状態にあり、言語能力が低下していることも予測される。言葉が通じないために支援を求められないこともある。
- 支援にあたる専門職にとっても、言葉が通じないのは大変なストレスと手間がかかる。問題の所在を把握しにくい。通訳体制の確立が必要不可欠であることは言うまでもない。
- D V の広報は、対象となる女性に届かなければ意味をなさない。多言語であること、文化や習慣に配慮した内容であること、個人のプライバシーやコミュニティに対する配慮と工夫が求められる。

在日外国人女性とDV法・支援体制

2003 年 8 月、女子差別撤廃条約の日本政府報告書(第 4 回及び第 5 回)を受けた国連女子差別撤廃委員会が審査の最終コメントを出した。そこでは、保護命令を規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、日本が行った様々な法改正が評価された。しかし、一方で、主要関心事項および勧告として、ドメスティック・バイオレンスを(以下 D V とも表わす)受けている外国人女性の特有な状況に懸念し、また、日本のマイノリティ女性の状況に関するデータを踏む包括的な情報や暴力被害についての情報が提供されていないことを指摘し、こうした女性グループの直面する複合的な差別や周縁化に懸念を表明した。

ドメスティック・バイオレンスは人間の長い歴史の中で隠蔽されてきた女性の人権侵害の問題であり、ここ 10 年ほどでやっと認識されてきた問題である。その日本社会の中で、複合的に周縁化されている外国人女性のDVの現状と課題、支援体制構築については、まだ十分に調査・研究されているとはいえない。ここでは、DV防止法を中心に彼女らが直面している困難さは何であるのかを論じ、その状況理解を促進する手がかりとしたい。

1.世界的な「女性に対する暴力」の認知

1)女性に対する暴力と人権侵害の認識

歴史上、女性に対する暴力が女性の人権侵害であるという認識が形成されは じめたのは、1985 年「『国際婦人の 10 年』ナイロビ世界会議」で採択された「婦 人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」であるとされる。そこでは、婦人に 対する暴力は、あらゆる社会の日常生活の中に様々な形で存在しており、平等、 発展、平和の目標を実現する上での主要な障害となっているとの認識がされて いる。

2)ウィーン人権宣言及び行動計画

1993 年 6 月にウィーンで開かれた世界人権会議で国際文書として出された「ウィーン人権宣言及び行動計画」では、公私における女性に対する暴力の撤廃へ向けての作業の重要性が強調され、それを受けた 12 月の国連総会(第 48回)では女性に対する暴力の根絶を目指した「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、初めて次のような定義がされた。「女性に対する暴力は、男女間の歴

史的に不平等な力関係の現われであり、これが男性の女性に対する支配及び差別並びに女性の十分な地位の妨害につながってきたこと、及び女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つである」また、この宣言により女子差別撤廃条約上の義務に女性に対する暴力撤廃義務が含まれることとなった。

3)第4回世界女性会議

1995年9月に北京で開かれた第4回世界女性会議で採択された行動綱領では、12の重大問題領域の一つとして「女性に対する暴力」が掲げられ、総合的対策・予防法の研究・人身売買根絶という3つの戦略目標が挙げられた。そこには「少数民族・人種のグループに属する女性、先住民族女性、難民女性、女性移住労働者を含む移住女性(中略)など、いくつかのグループの女性は特に暴力を受けやすい」「全ライフサイクルを通じた女性への暴力は、基本的には、文化様式、特に家庭、職場、地域及び社会において女性に与えられた男性より低い地位を永続させる、伝統的若しくは慣習的慣行、及び人種、性、言語、又は宗教と関連する過激主義のあらゆる行為の有害な影響から生じる」とし、政府や関係機関に対して、「特に、若い女性、難民女性、避難民女性及び国内避難民女性、障害をもつ女性及び女性移住労働者など弱い立場にある女性に対する暴力を根絶するために既存のいずれの法律をも施行し、適当な場合、送り出し国、受け入れ国の双方におい女性移住労働者のために、更に新たな法律を開発する措置も含み、特別な措置を講じること」をとるべき行動に挙げている。

2.日本国内でのDV動向

この北京会議で採択された行動綱領を受けて、日本でも 1996 年 7 月男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン 21 世紀の新たな価値の創造 」において、女性に対する暴力の撤廃に向けた提言をし、同年 12 月に男女共同参画推進本部(本部長 内閣総理大臣)が「男女共同参画 2000 年プラン 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画 」を決定した。1999 年には男女共同参画社会基本法、改正雇用機会均等法でセクハラ防止を導入し、2000 年にはストーカー規制法、児童虐待防止法、犯罪被害者保護二法を成立させた。

そして、2001 年4月には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV防止法とする)が全面施行された。その内容は、 配偶者からの暴力を犯罪と規定 DV被害者発見者に通報の努力義務 警察官による被害の防止 被害者救済のための相談や一時保護を行う「配偶者暴力相談支援センター」を設置 地方裁判所による保護命令(6ヶ月の接近禁止や2週間の住居からの退去)である。

国連と日本における女性の人権に関する動き

国連を中心とした動き	日本の動き
1985 国連女性の 10 年最終世界会議:第 3 回世界	女 1985 国籍法改正施行(父母両系血統主義採用)
性会議(ナイロビ) 「女性の地位向上の)	た 女子差別撤廃条約批准
めのナイロビ将来戦略」採択	
	1986男女雇用機会均等法施行
	労働者派遣事業法施行国民年金法一部改正施行
	(基礎年金導入、被扶養配偶者の保険料減免)
	婦人問題企画推進有識者会議設置
	1987所得税法改正施行(配偶者特別控除制度導入)
	婦人問題企画推進有識者会議が 2000 年に向け ⁻ の意見提出
	2000 年に向けての国内行動計画策定
	婦人問題企画推進本部・2000 年に向けての新国区
	行動計画推進全国会議開催
	1988 婦人週間 40 周年記念全国会議開催
1990「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回」	見
通しと評価に伴う勧告及び結論」の採択	
	1991 2000 年に向けての新国内行動計画策定
	婦人問題担当大臣(内閣官房長官)の任命
	1992 育児休業法施行
1993世界人権会議(ウィーン)	1993パートタイム労働法施行
(女性初の衆議院議長誕生
	セクシャル・ハラスメントを初めて定義
1994 国際家族年	1994 女性初の最高裁判所判事誕生
	総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会 置 置
	男女共同参画推進本部設置
	(婦人問題企画推進本部廃止)
	婦人問題企画推進有識者会議の廃止
00 × 77	介護休暇制度の創設
995 第 4 回世界女性会議(北京)	1995 家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び
「北京宣言及び行動綱領」採択	均等待遇に関する条約(ILO156 号条約)批准
	1996 男女共同参画 2000 年プラン策定
	男女共同参画ビジョン
	1999 育児休業法を改正した育児・介護休業法施行
	労働基準法一部改正(女性の深夜労働禁止を撤廃)
	改正男女雇用機会均等法施行
	男女共同参画社会基本法施行
2000 女性 2000 ケム学・21 単紀にウビック	男女共同参画基本計画策定
2000 女性 2000 年会議:21 世紀に向けての	2000介護保険法施行
男女平等・開発・平和(ニューヨーク)	児童虐待防止法施行
	ストーカー規制法施行
「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための 更なる行動とイニシアティブ」採択	ル ZUUI DV 防止法施行

法律の内容自体が日本社会の中で十分浸透しているとはいえないだろうが、 国および地方公共団体がそれに従って体制を整えたこと、女性関係施設、警察、 裁判所など広く関係機関に法的義務が課せられたことにより、配偶者からの暴 力が私的な事でなく公的犯罪であることが関係者間で広く確認された。24 時間 体制で被害者が保護されることや、家庭裁判所の調停とは違って、刑罰を伴な う保護命令がでることなど被害者救済を前面にした画期的な法律といわれる。

この法律には国籍条項がないため当然外国人にも適用される。しかし、日本では、国際文書に挙げられている特に暴力の被害を受けやすい外国人マイノリティ女性は十分配慮されている状況にあるとはいえない。むしろ、外国人を想定しているとは言い難いのが現状である。

3.DV防止法施行と在日外国人女性

1)「ことば」による情報からの疎外

1980年代ごろより、日本社会の急激な少子高齢化とグローバリゼーションの進行は、日本に新たにやってくる外国人(ニューカマー)を激増させることになった。現在200万人以上在住する外国人の2人に1人は20代か30代といわれ、いわゆるニューカマーの一世の世代は社会を支える中心となる年齢層に集中していることがわかる。成人している外国人は当然、母語によるコミュニケーション、認知・思考能力を備えていると同時に新たに言語習得をすることは困難である。日本では一般の成人外国人の日本語能力を保障する制度は整えられておらず、地域の社会教育施設や民間ベースの日本語教室や日本語ボランティアがそれを補っているのが現状である。

特に20代30代で来日する外国人女性は、「結婚」「出産」「育児」という状況を迎えなくてはならないことも少なくない。自ら意識的に日本語を習得しようとしなければ、それを身につける事は大変困難である。また、長期滞在の過程の中で、生活の中で日本人とコミュニケーションを通じて、会話を中心とした日常生活言語を獲得できたとしても、読み・書きといった自己表現や抽象的な知識を獲得することはほとんど不可能に近い。特に暴力が女性の人権問題である、と解るためには、社会制度や法律に通じなくてはならない。あるいは、それを知らせてくれる仲介的役割の人なり組織なりが必要となってくる。ましてや自国で、そのような法律や人々の認識がなければ、自分に起きている現象さえよくわからないまま暴力を容認している場合がある。日本語による情報からの疎外は外国人女性にとって深刻な問題である。

2)DV防止法の存在を外国人に広く周知を

まず、DV防止法の存在を外国人に広く周知させることが重要であり、外国 人が理解できる多言語の翻訳が必要である。現状としては、政府はこの法律全 般については英語のみの翻訳を行っている。また自治体などがつくるパンフレットは統一されておらず、当事者が行政に声をあげられる環境も整えられていないので、外国人支援や外国人のためのシェルターなどを積極的に担っているNGO や NPO がある地域でそれぞれの状況に見合ったものがつくられているという状況にとどまっている。



写真 自治体による多言語 D V パンフレット (ハングル、中国語、英語、日本語で作成されている)

3)母語で相談できる多言語対応の相談窓口

次に、母語で相談できる多言語対応の相談窓口が必要である。相談窓口としては、各都道府県に設置されている婦人相談所が「配偶者暴力支援センター」の機能を果たすこととなっている。相談員が外国人から相談を受ける際に使う補助資料を英語、中国語、ハングル、ロシア語、スペイン語、タイ語で作成されているのだがご、日本語対応しかできない場合は通訳が必要となる。

厚生労働省は婦人相談所に関しては通訳に対する予算措置をとっているが、 市町村などの女性センターなどは、各自治体に任されているような状況である。 通訳者がいない場合、知人や十分に研修を受けていない人が通訳に入るというケースは少なくない。そうした場合、二次被害がおこったり、人権や命に関わる問題がおこり得る。公的な相談窓口では、相談を受ける側が責任を持って通訳者を確保する必要があり、行政だけではなく NGO や NPO と協力しながら人材育成も含んだ多言語対応体制をつくっていくことが求められている。

保護命令については、被害者の迅速な身の安全の確保を重視しているため、 裁判所は被害者からの申立書を受領するとおよそ 9 日程度で審理が行われる事 になっている。しかし、この申立書には、相談支援センターへの相談、警察へ の相談、公証人役場における宣誓証人のどれかが必要となってくる。本人がま ったく日本語がわからない場合多言語対応の相談窓口でなければ難しい上、申 立書など提出する書類はすべて日本語で作成しなくてはならないので、自力で この制度を使う事は不可能に近い。

4)オーバースティ被害女性に対する対応

DV防止法により公的な機関が被害女性の救済を行うシステムが整えられた 反面、在留資格を喪失している外国人の場合、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」とする)第62条第2項に基づく公務員の通報義務が大きな問題として生じてくる。これについて、内閣府は「オーバースティ状態になっている 外国人から相談を受けた場合、被害者の人権擁護の観点から入管への通報を行わなくても違法にはならない」見解を示している。また、2003年11月法務省入国管理局は、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である。」としている(資料)。これにより支援センターでの通報はなくなったとしても、警察の窓口には駆け込めないこと、さらに自立の過程では通報される可能性が高いことなど根本的な解決にはつながっていない。

厚生労働省は、一時保護施設について、1992年の婦人保護事業の実施にかかわる取り扱いに関する通知の内容に沿っての対応を継続しており、「外国人婦女子の緊急一時保護について、入管法の違反者については、緊急に保護する必要があり他に援助機関が存在しない時には、入管に連絡した上で、一時的に保護してもさしつかえない」としている。さらに、在留資格がないことで、生活保護の適応や母子生活支援施設の入居も制限されている現状がある。こうした制度上の対応ivが彼女らをより潜在化させ、救済できない状況に追い込んでいるといえよう。

DVホットライン実施の呼びかけ

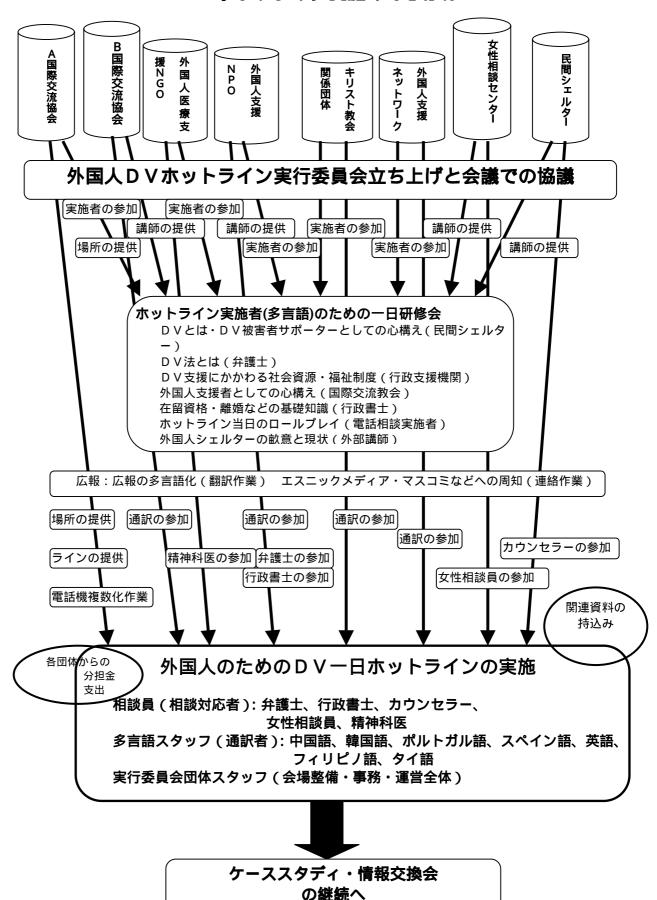


図1 外国人女性のためのDVホットライン体制

資料 法務省入国管理局長通知 通報義務の解釈について

法務省管総第 1671 号 平成 15 年 11 月 17 日

入国者収容所長 殿 地方入国管理局長 殿 地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長

出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈について(通知)

当局では、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第62条に第2項に基づく通報義務の解釈に関し、国会等において、下記のとおり説明していますが、平成15年4月からは、別添のとおり、内閣府男女共同参画局のホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」に「被害者が外国人の場合」と題して、配偶者暴力相談支援センターの職員の通報義務について同様の内容が掲載されています。ついては、この趣旨を部下職員に周知徹底するとともに、外部から照会があった場合には、その旨説明願います。

なお、管下出張所に対しては、貴職から通知願います。

記

入管法第 62 条第 2 項に基づき、国又は地方公共団体の職員には、その職務を遂行するに当たって、退去強制事由に該当する外国人を知ったときは、通報義務が課せられている。しかし、その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である。

なお、不法滞在の状態にある配偶者等の暴力の被害者が日本において正規に在留できる 状態を回復するためには、入管当局に出頭の上、退去強制手続の中で、法務大臣から在留 特別許可を受けるしか方策はないので、仮に支援センターにおいて、通報しない場合であ っても、在留資格を回復させるため、入管当局への出頭を勧めることが望ましい。

添付物 内閣府男女共同参画局のホームページ(抜粋) 1部

添付物 内閣府男女共同参画局のホームページ(抜粋) 1部

内閣府男女共同参画局のホームページ(抜粋) http://www.gender.go.jp/e-vaw/needtop.htm

Q & A

問:不法滞在外国人からの相談を受けた職員は、出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づき、入国審査官又は入国警備官に通報しなければならないか。

答:国又は地方公共団体の職員には、法律上通報義務が課されている。しかし、その通報義務を履行すると課せられている行政目的が達成できないような特殊例外的な場合には、通報義務により守られるべき利益と職務の円滑な遂行という公益の比較衡量により違法性が判断される。

また、不法滞在の状態にある被害者が日本において正規に在留できる状態を回復するためには、入管当局に出頭の上、退去強制手続の中で、法務大臣の在留特別許可を得るしかないことから、支援センターにおいては、その旨を説明した上で、入管当局への出頭を勧めることが望ましい。

5) 多言語による DV ホットライン体制

図1は外国人支援関係団体と女性支援関係団体等が、それぞれの資源やノウハウを提供しあい作っている外国人女性のためのホットライン体制である。これは、DV被害を受けている女性の相談窓口であると同時に、DV支援担当者にとっては、関係スタッフの研修、ケーススタディの機会、ネットワークによる情報交換や人との連携が作られる場ともなっている。

6)離婚に伴う在留資格の変更

国際結婚している外国人女性は、「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在していることが多い。この在留資格は、日本人との婚姻関係が成立していることが条件であり、社会通念上の夫婦共同生活を営む婚姻の実体がなくなると、在留資格には該当しなくなる。日本人夫からの暴力を受けている外国人被害者女性の場合、避難すると同時に、別居や離婚に伴う退去強制対象になってしまう。そのため、在留資格を失うことを恐れてDVの状態でも我慢しつづけているケースや、逆に日本人夫が、在留資格の更新に協力しないなどと脅したり、パスポートや外国人登録証を取り上げて自分の意思では帰国できないように管理するなど、在留資格を利用した暴力を続けるケースは少なくない。

子どもとの離別などを避けるために 1996 年 7 月法務省入管管理局は、「日本人の実施を扶養する外国人親の取り扱いについて」通達を出し、親権を持った上で、日本人の実子を養育、監護していることが確認できれば「定住者」(1年)の在留資格への変更ができるとした。しかし、ことばの側面や経済的な側面か

らも、夫から親権を取れるほど自立していない場合が多く、支援団体などの助けがなければ特別在留許可を取る事は難しい。

近年、DV被害者の在留資格変更においては、被害を受けている事情を考慮する傾向があり、保証人がいないケースも相談対応したり、離婚等の裁判中は在留資格の更新を一律不許可にはしないようになっている。

4.「文化」の差異への理解

自国を離れて移動してきた外国人女性は、それだけでも大きな喪失体験をしており、自らの文化が尊重され維持できることは、日本社会において自立する力につながる。しかし、国際結婚等で日本人の夫を持つ被害者は、相手から母語や母文化を徹底して否定・侮辱され続けるという、精神的に大きなダメージを受けていることが多い。自国や自文化への否定はそのまま自己否定につながり、回復することのできないほどの力の搾取につながっている。

また、こうした慣習や慣行、人種、民族、言語、宗教など関連する文化の違いについて、外国人女性の相談窓口や一時避難場所、シェルターや施設など受け入れ・支援する側が十分な理解がされないケースも多い。例えば、エスニカルな料理は日本人には慣れない匂いであったり、変わっていたり、と感じるかもしれないが、食は自らの身体と心を保つための大切な営みで、母国で培ってきたものを、特に不安定な状況の中では保ちたいと思うのは人間の自然な欲求である。しかし、そうした「違い」を疎んだり禁止したりということは日本の中では行われる。差異を前提にどこまで丁寧に説明したかを問い直すことなく、外国人はルールを守らないからと断った施設もある。民間団体が運営する外国人を対象とした女性シェルターの存在は、なによりもまず、外国人女性が自分らしく居られ、安心できる場所の提供という大きな役割を果たしている。

2001年8月『移住労働者と連帯する全国フォーラム関西 2001』が開催された。女性の人権に関する分科会で移住女性のDV被害の問題が焦点にされ、全国で外国人支援にたずさわる支援者や当事者間のネットワーク「女性 DVプロジェクト」が結成された。この外国人シェルターや相談窓口である NGO や NPO を中心とするネットワークは情報交換と共に全国一斉の多言語でのDVホットラインを行っている。2003年に入り、このプロジェクトは人身売買なども含めた、より広い女性への暴力全般にとりくむ「女性への暴力プロジェクト」として支援および政策提言を行っていくとしている。外国人女性の人権救済についての認識および理解がまだ十分ではない日本社会においては、こうしたプロジェクトが大きな役割を果たしている。

今後、さらなる行政機関との強固な連携、人権救済のための法的整備、サポート体制の構築が早急に望まれている。

i内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/dv/dvhou.html 参議院第三特別調査室仮訳となっている

※ 例えば名古屋市中央区では、フィリピン人の自助組織と協力してフィリピノ語による DV 防止法に関するリーフレットを 2003 年に作成している。

iii内閣府男女共同参画局 相談員等の支援向け配偶者からの暴力被害支援情報に被害者が外国人の場合というページがあり補助資料として英語、スペイン語、タガログ語、韓国語、ロシア語、タイ語のものが見られる http://www.gender.go.jp/e-vaw/needtop.htm

iv 例えば、1954年厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の準用について」は、外国人への適応を認めており、この通知は現在も失効していない。しかし、厚生省は1992年「健康保険は適法に就労する外国人に限定」(38号通達)「国民健康保険は外国人登録がありかつ1年以上の滞在または滞在が見込まれる者に限定」(41号通達)の二つの通達をだした。そのためこの通達を遵守する自治体が多くなっている。

アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285 名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002 年 9 月末、終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は 2001 年 7 月に終了し、インドネシアでの事業は 2007 年 3 月まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性の人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や 人権侵害によって苦しむ方々は後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の問題についての償いだけでなく、女性に対する 暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要 性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでまいります。

女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動 女性が直面している問題についての国際会議の開催 女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援 女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究 暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 相互九段南ビル 4 階電話 03-3514-4071 ファックス 03-3514-4072